

令和6年第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第113号

令和6年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月27日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年9月4日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月6日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
------------	----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長補佐	川田智基
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

建設土地改良課長の代理で川田課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

竹林議員より、遅れるという連絡がありましたので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、鈴木崇容君、4番、常包恵君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、常包恵君、質問を許可します。

○常包恵議員 おはようございます。議場内の皆さん、そして、行政告知放送お聞きの皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまから9月議会一般質問を通告に従いまして行いたいと思います。

昨日も防災の議論がたくさんありましたが、さきの台風10号につきまして、幸い町内では大きな被害がありませんでしたが、全国では広い範囲で甚大な被害が出ており、心からお見舞い申し上げます。

さて、すみません、質問の前にちょっとあれですけど、台風の1週間前、8月25日の雷雨についてであります。大規模な停電が発生しました。私の家の反対側、炭所西の大向上あたりから南、内田辺りまで、土器川の西側が多くのところ約4時間、停電しました。

中でも江畑地区では午後6時ぐらいから翌日の午前2時過ぎまで、8時間以上も停電が続きました。江畑地区では携帯電話の基地局が遠い関係もあり、ふだんから携帯電話がつ

ながりにくい地域であります。その上、停電ということで、孤立に近い状態となっていました。独り暮らしの高齢者の世帯、また、病気がちの方がおいでる世帯も多い状況で、真っ暗で、暑くて、また、家族との連絡も取れない、そういう中で非常に不安な時間を過ごしたとのことでした。

私の近所の方もろうそくの明かりで晩御飯を食べた、また、エアコンや扇風機も使えないということで、暑くて大変だったということで、不安な夜のことをお話しいただきました。

日曜日の夜ということもあったかもしれませんが、電力会社の情報提供が遅く、住民の皆さんの不安や不満が募っておりました。役場にも電話がかかかってきたと思われます。役場として、町として情報収集、そして実態把握をしていただいて、今後の対策をお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問に移りたいと思います。

一般質問２日目の本日は５人の方が質問をします。執行部の皆さん、どうぞよろしくお願い致します。

さて、私は今回大きく２点、最初に学校給食の無償化を求める質問、次に、水道が通っていない未給水地区の改善について伺いいたします。

それでは、１点目の学校給食についてお尋ねいたします。

学校給食は栄養バランスの取れた食事を提供することにより、社会の宝物である子供たちの健康の保持、増進を図ることを目的としていますが、私も、６０年近く前になりますが、小学生のとき、給食調理場から匂いが漂ってきたり、調理する音が聞こえてきたり、今日は何かなというようなことを想像したのを覚えています。

全国の給食の人気ランキング、今年の調査では１位はカレーライス、２位は鶏の空揚げ、３位はきなこ揚げパンだったそうです。皆さんの記憶はどうでしょうか。

本題に戻しますが、小学校、中学校では給食は当たり前と私は思っていたのですが、全国では小学校では９９％、中学校で９１．５％、平均で９４．３％で完全給食が実施されている。裏返しに見ると、５％余りの学校では、主食、ミルク、おかずの完全給食が実施されていないことに驚きました。同時に、本町の先人、先輩の皆さんの努力に感謝と敬意を表したいと思います。

さて、学校給食法では、保護者が給食費を負担することになっています。全国平均で小学校が月額４，４７７円、中学校が５，１２１円となっています。本町では小学校で１食２５０円、中学校で２９０円ですから、ほぼ同じ程度の負担かと思います。

６月１３日付の新聞で、全国１，７９４市区町村で、小中学校とも完全給食が実施されているのが５４７、３０．７％、条件があるけれども、小中ともに無償化１４５、８．１％、小学校のみ、中学校のみというところもありますから、約４割の自治体で無償化が実施されているというような報道であります。

私が以前質問したときには、小中学校ともに無償化しているのは７６、４．４％でした

から、10倍近い増加、このような増加は当時は想像ができませんでした。

県内でも令和4年度から小豆島町、令和5年度から丸亀市が完全無償化し、来年度も実施すると聞いております。近くでは宇多津町がこの9月から完全無償化を実施し、来年度、7年度も実施継続すると聞いています。

昨年、同僚議員の一般質問に対し、こども園、小学校、中学校全てで無償化するには、年間約8,700万円の費用が要る。財源確保が難しいとの答弁がありました。

先ほどからるる全国、県内の動きを述べさせていただきましたが、現時点での本町のお考えをお示してください。
(竹林昌秀議員入室 午前9時38分)

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

給食費の無償化につきましては、過去にも何度も協議・検討されてきた経緯がございます。また、議会の一般質問や全員協議会、教育民生常任委員会でも取り上げられました。

現在の当町の給食費の負担額は1食当たり中学校が290円、小学校が250円、こども園が230円と定められております。令和5年度において、給食費負担分の児童生徒負担分の歳入額は8,300万円ほどとなっております。令和4年度におきましては8,700万円程度でしたが、第3子以降無償化制度や児童生徒数の減少により減額となっております。しかしながら、これを町が毎年全額負担となりますと、財源の問題などをどのようにクリアしていくかが課題となってまいります。

また、近年の物価高騰による差額は給食費に加算しておらず、町費の負担は増大しているのが実情でございます。

御指摘のように、県内の市町においても給食費の無償化を実施しつつある市町があることも承知しておりますので、周辺市町の動向も注視しながら、どのような財源確保が可能か検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。1年間、子供が減ったりいろんな理由で400万円ほど入りが減ったということではありますが、本町の生まれる子供さんは、ここ数年、100人を切っていると聞いております。また、昨年に比べて所得がマイナスの経済状態が2年以上続いた関係もあり、全国平均でお子さん7人に1人が給食費が免除されるという就学援助の対象とされています。

今後、新たに本町の支援額が増えていくとは思えません。逆に、先ほどのお話にありましたように、減少していくのではないのでしょうか。

全ての児童生徒を一斉に無償化すれば、8,400万円必要ということで、難しいという御答弁でしたが、まずは部活動など学校内での経費、そして塾など校外での教育費が大変増える中学校給食費、先ほどの分ではありますが、まずは中学校給食費の無償化を改めて求めたいと思います。執行部のお考えをお示してください。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 常包議員の再質問にお答えいたします。

給食費の無償化について、段階的に無償化枠を広げていってはどうかということですが、これも一つの手法として検討し得る手段であると考えます。

また、学費等の負担が増加する中学校から行うのか、それとも若い世帯で子育ての負担がかかるこども園などのほうから実施するのか、また、小学校は6学年ございますので、兄弟姉妹の人数が多い御家庭においては、在籍する人数が複数になる割合も高くなるかと思えます。

そのような様々な条件を加味した検討も必要になるかと思われますので、これからの給食の在り方も含めて議論してまいりたいと思しますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。いろんな方面で検討は必要かとは思われますが、私はまず中学校からやってはどうかというのを提案したいと思います。

今まで述べてきましたように、県内でも小豆島町、丸亀市、坂出市、さぬき市、三木町、直島町、宇多津町など、無償化を実施する自治体が増えています。今、7つです、県内8市9町、17しかありませんが。町民の皆さんの中には、無償化により保護者の子育てに対する責任感や自立心が薄れるのではないか、そのような考えの方もおいでとは思います。

私は学校給食法にあるように、子供が家庭や社会の中で、社会の状況に左右されずに、安全で栄養価の高い給食が食べ続けられることが重要だと考えています。

しかし、残念ながら、現在は自治体、町の財政状態、そして人口、対象の子供が多いのか、少ないのかなど、そういういろんな格差が広がっています。私は自治体間で隣の町同士で教育環境に大きな格差があることが問題であるというふうに思っています。

今年も全国で生まれる子供は過去最低になるという報道があります。関連ではありますが、今朝のニュースで、東京都葛飾区で修学旅行費用を無償化するという報道がありました。葛飾区のお金をどのように使うかは葛飾区で決めることだとは思いますが、大きくなって覚えている修学旅行は本当に教育の一環、大切な行事だと思うんです。

私は、憲法第26条、また、学校教育基本法で義務教育は無償というふうに定められております。無償化でよいとは思いますが、ですが、教育環境が市町の間でこんなに大きな格差はどうなんだろうというふうに思うんです。社会全体で子育てがしやすい、楽しいと思える環境をつくるのがまず一番であります。

そのための一つとして、保護者の経済的負担を軽減するため、国、県、市区町村で費用を負担し、全国一律で給食を無償提供できる仕組みを整える必要があると考えます。私はそのために町長から国の制度として無償化を求める意見反映を行っていただきたいと思えます。

香川県議会では、さきの6月議会で可決された地方財政の充実・強化を求める意見書の

中に給食費の無償化を国に求めています。本町の議会でも意見書を提出できるように議論ができればと思うところではありますが、県の町議会議長会においては、毎年秋に行っています県知事、県議会議長への要望に盛り込めないかどうか、そんな議論があるとも聞いております。町長のお考えをお示してください。

そして、先ほど財政確保の問題が御答弁にありましたが、本町としては、各学校で調理する自校方式で給食を提供している、全ての学校にランチルームの整備がされている、学校に行けない子供たちに寄り添う体制、組織整備など、給食以外のところで教育環境を充実させているというようなことも以前にも答弁がございました。私はそのような支援施策をもっとアピールすることが必要と考えます。町の価値を上げるというか、まんのう町を選んでいただくために、もっともっと周知、PRしていくことが必要と考えます。お考えをお示してください。

また、家庭の経済状態で子供たちの学びの場、機会の格差ができてはいけないと就学援助制度があります。困ったときはお互いさまであります。本町における就学援助制度の概要、手続の手順などをお示してください。

この制度は申請しなければ受けられないとすると、申請漏れはないでしょうか。申請漏れないような対策、利用が簡単になるよう、そして、担当者の業務も増えないように工夫すべきところはありますか。現状とお考えをお示してください。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

満濃中学校の給食につきましては、2023年度に文部科学大臣表彰「学校給食優良学校」として表彰を受けました。これは中学校としては全国で1校のみの表彰であり、まんのう町の学校給食に関わる関係者の皆様の熱意と御尽力のおかげであると深く感謝申し上げます。

また、小学校の給食につきましても、基本的には中学校と同じメニュー、同じ食材でありますので、全国的に見てもハイランクな給食がまんのう町では提供できているものというふうに考えております。これらのことから考えますと、御家庭に一定の負担をお願いしても、より質が高く、よりおいしい給食を提供し続けることも一つの選択肢として検討すべきだと考えております。

そして、全国一律で給食費の無償化を実現できる仕組みづくりは本当に理想的であり、要望・推進していくべきであると考えております。これらのことから、さらに関係機関に強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

次に、就学支援の申請につきましては、まんのう町児童生徒就学援助費支給要綱の第3条に該当する方が受給の有資格者となりますが、これは全体の12%ほどであり、全家庭に申請を求めるのは非効率的ではありますし、また、条文を見れば「我が家は該当しない」と一目で分かる御家庭もありますので、一律に申請の提出を求めるのは負担の増加であると感じると思われる家庭もあると思います。

しかしながら、申請漏れや申請に対するためらいが生じないように、啓発や手法を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

将来を担う子供たちが一律の環境が得られるということは非常に重要でございます。全国一律で給食費の無償化などを実現できる仕組みづくりを要望、推進していくべきと考えております。

これからも国、また県なり、機会あるごとに捉えて、働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。一点、施策の周知、PRがもう少し必要ではないかという点についてお答えがなかったように思うんですが、よろしくお願いします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 常包議員さんの再質問にお答えします。

先ほど就学援助費の申請について、全家庭一律に求めているかどうかということでございましたが、この制度につきましては、入学前に5歳児さんを対象に、小学校入学前に小学校では入学説明会を開いております。同じように、中学校でも小学校6年生の保護者を対象に、中学校入学前に入学説明会というのを毎年3学期に開いております。このときに就学援助制度のチラシを配って、こういう制度があるので、ぜひこれを活用してくださいということをお願いしております。就学援助制度については、それが学期の途中でもそういうことがあるんだというようなことを周知はしておりますので、一応、一律に全家庭にこういう制度についての利用促進についてはやっておるというようなことがありますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。入学説明会のときに保護者の方にお話をしているということでありましたが、全国PTA連絡協議会の資料によりますと、就学援助希望者が学校へ申請を出すというのが手続的な手順として一番多いようであります。795あったそうですが、しかし、少ないですが、全員が申請書を提出するということも34あったというふうに記載されています。

就学援助に該当するかどうかの判断は、本町の場合、世帯の収入が生活保護基準の1.3倍未満のものという項目が主な判断材料になるのかなと思うんですが、長崎市では原則電子申請になっておりました。判断基準、申請方法など、各自治体によって違いがあるようであります。

今回の主な質問項目ではありませんので、これ以上議論はいたしません。申請漏れがないような仕組みについて、改めて研究、検討、そして保護者への周知をお願い申し上げたいと思います。

それから、町内はもちろんですが、町外への周知、まんのう町を選んでいただくための周知をもっと積極的にしていただきたいと思いますし、先ほど2023年度にそういう文科大臣表彰ですか、ちょっと、私、記憶になかったんで申し訳ありませんが、そういうのを含めて周知、当然、それに携わっている方は誇り、励みにもなろうかと思えますし、町の価値を高める出来事だと思いますので、積極的に周知、啓発をしていただきたいということをお願いしまして、1つ目の質問を終わりたいと思います。

○大西樹議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可します。

○常包恵議員 続いて、2 つ目の質問であります。水道の未給水地区の改善についてお伺いいたします。

平成18年度末の水道普及率は、厚生労働省が平成20年7月に改定した水道ビジョン、ちょっと古くなるかも知れませんが、よりますと、平成18年度末の水道普及率は97.3%、世界の中で最も高い水準の国の一つだそうです。

世界で水道水がそのまま飲める国というのは、日本を含めて9か国しかないそうです。私たちは蛇口をひねるときれいな水が出てくる、これは当たり前のことのように、日々、過ごしておりますが、先ほどの数字で言いましたように、日本でも360万人の方はまだ給水区域外で生活をしておいでます。小規模な集落水道や家庭の井戸、谷水などで生活しているものと推測します。山間部や島嶼部では小さな集落が点在したり、また、水源確保が難しかったり、水道の設備を設置するのに多額の費用がかかるため、受益者負担といえますか、1戸当たりの負担が高くなり、集落の合意が得られなかったり、様々な理由からいまだに水道が供給されていないと思われまます。

本町では、旧琴南地区の山間部に未給水地区が存在するとお聞きしますが、本町の水道の給水状況の現状はどのようになっているのでしょうか。未給水地の人口、集落、自治会数等についてお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの2 番目の質問にお答えいたします。

現在、水道給水の普及率といたしましては97.6%となっており、未給水地域の人口は229人であります。水道未給水地域は旧琴南町の美合地区山間部が水道未給水地域となっております。水道未給水地域の中には、水道法に基づく水道事業に該当しない町有の営農飲雑用水施設が2か所、下福家及び中熊下にあるほか、その他の水道未給水地域はそれぞれの地区で独自に沢水などを利用した給水施設を有しており、数世帯単位で利用している状況にあります。

施設の維持管理といたしましては、下福家及び中熊下営農飲雑用水施設では、町と地元水道組合が指定管理協定を結んでおりまして、施設のトラブル発生時には琴南支所の職員が手伝いをしている状況にありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 4 番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。町の2.4%の方、229人のところには公営水道が行っていないというんですかね。それには下福家と中熊の施設の人も含まれて229人というふうに理解したらよろしいのでしょうか。

それと、自治会数についてはお分かりになりませんか。

○大西樹議長 琴南支所長、柴坂学君。

○柴坂琴南支所長 ただいまの常包議員さんの再質問にお答えします。

229名は下福家、中熊を含んでと考えていただいて結構です。

すみませんが、自治会数はちょっと、今、手元に資料がございませんので、また調べさせていただきます。以上です。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。今、答弁にありました美合地区を中心とした290人の方の地域は、町内の山間部の中でも高齢化が一段と進んでおり、高齢者のみの御夫婦の世帯や、また、独り暮らしのおうちが多くなっているのではと思います。

また、どこに住んでいても、生活していくためには水は必要不可欠であります。安全な水を安定的に確保できることが、その地域で住み続けることの最低基準と考えます。これまで自助努力で水を確保してきた集落、また、御家庭においても、風水害や獣害といいますか、イノシシ等の獣害などで荒れた水源の維持管理が難しくなっているとお聞きします。山間部に住む人たちの飲み水確保について、町としての支援はどのようなものがありますか、教えてください。

先ほど申しましたように、荒れた水源の修繕といいますか、維持補修について、人件費が大半であろうかと思いますが、水源を清掃するなどの維持管理に要する人件費について、支援いただくことはできないのでしょうか。

おうちから水源までの道のりは獣道といいますか、転落のおそれがあり、1人では行くのは危ない、危険であるというようなことも聞きます。そういうことに慣れた方が本当に必要ではないかと私は思います。

さきに紹介した水道ビジョンでは、全ての国民が安心しておいしく飲める水道水の供給、いつでもどこでも安定的に生活用水の確保を目指すとされています。地域ごとの事情、これまでの様々な理由があって、今まで水道が供給されていないことも踏まえなければなりません。住民の生活基盤確保の観点から、町としての支援の拡大を求めるものであります。

さらに、先ほど未給水地の報告がありましたが、住民の皆さんがどこからどのようにして生活用水、水を確保しているのか、集落で確保しているのか、また、個々のおうちで確保しているのかなど、実態調査をお願いしたいと思います。町長のお考えをお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました2つの営農飲雑用水施設以外、その他の水道未給水地域では、それぞれの地区や個人単位で施設の維持管理を行っている現状でありまして、自己水源などの全容は把握できておりません。言うまでもなく、生活していく上で、ライフラインでもある飲料水の確保は大変重要なことでありますので、対象自治会などを通じて未給水地域の実態を確認したいと考えております。

また、当該地域では高齢化が進んでいることもあり、今後、自己水源を適正に管理するためにはどのような行政支援が必要であるのかを地域の方々と話し合い、前向きな協議を進めながら、施設管理の支援を進めてまいりたいと考えております。

さらに、水道施設の技術的なサポートにつきましては、香川県水道企業団との連携も視野に入れてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 すみません、現状の支援策について、答弁漏れと思われますので、お願いします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 常包議員さんの再質問にお答えします。

水源管理の費用負担につきましては、まんのう町道路等建設事業に対する補助金の中にある飲用水供給施設整備事業補助金を活用しまして、自己負担と行政負担の割合などを個別に協議してまいりたいと考えておりますので、これが現状でございます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 水道施設の設置なり修繕なりの費用の半額支援というようなことを聞いたことがあるんですけど、そういうのは変わったのか、ちょっと改めて整理していただけたらと思います。

いずれにしても、先ほど総務課長なり町長からありましたように、地域の方と十分協議していただいて、安全な水が安定的に確保できるような施策をよろしくお願いいたしますと思います。

それで、先ほどから少し触れていましたが、下福家地区、中熊下地区では、町が設置した飲用水施設の維持管理について、地元の受益者でつくる組合を指定管理者として維持管理を委託していると。そのことは町議会も議案として可決しているというのは私も承知しております。

契約書の中には、10万円以下の施設修繕や備品購入は地元負担となっています。町内の他地域との水道料金と比較して、それは適切なのでしょうか。

高齢者のみの世帯が増えておるのは先ほども申し上げました。今後、受益者、加入者の減少も想定されます。さきの水道ビジョンも踏まえて、町からの支援拡大の検討というのはどうでしょうか、町の考えをお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

町の支援拡大の面でございますが、現在、指定管理の中で10万円以下の施設修繕や備品購入は地元負担となっておりますが、実態といたしましては、ほとんど金銭的な地元負担はない状態であり、むしろ高齢化に伴う人員不足のため、施設維持管理に係る労働力の面で支援を必要としている状況であります。そのため、琴南支所が地元からの依頼を受けた場合、その都度、しっかりと対応している状況でございますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。琴南支所を中心に、町として地域の方の生活を守っていくといえますか、ライフラインの一番大事な水という部分について、責任を持ってやっていくという体制について伺いました。

ぜひ、229人ですかね、今、数えたら、そういうところに水道が行っていないというお話がありましたので、過去のいろんな事情は、理由はあろうかと存じますが、何回も繰り返しになりますが、水は暮らすための最低条件でありますので、安全な水が安定的に供給される体制を町として支援していく、そのことを改めて再度お願いを申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○大西樹議長 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、石崎保彦君、質問を許可します。

○石崎保彦議員 ただいま議長の了解をいただきましたので、私の一般質問を通告書に沿って行いたいと思います。

二百十日が過ぎて、稲穂が風に揺れ、夜更けや早朝には秋の気配、これを感じる時期になりました。

一般質問も2日目でございます。議場の皆様、告知放送をお聞きの皆様、本日もよろしくお願いいたします。

私のライフワークはまんのう町の里地、里山を守り、まんのう町に合った観光による地域活性化実現であります。

今回の質問は我が町の空き家対策と、これをどう地域振興につなげるかであります。取り上げました理由は、皆様も空き家の現状と対策は各自治会、各地域、町全体においても喫緊の課題であると感じておられると思います。この問題は非常にボリュームが大きくて、手をつけるには様々な分野が連携した対応、対策が必要となります。本日は我が町の空き家の現状確認と、私なりにまとめてみた空き家対応策の実現可能性を質問として取り上げます。多岐にわたる内容となりますが、率直な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、7月から8月に掲載された新聞記事から、空き家に関するものを6点御紹介いたします。これは地元地方紙の地域総合版または総合版、それから第1面、そして面白いことに「こどもニュース」にも取り上げられた記事でございます。

まず、7月5日の記事は、高松市に本社を置くフォーチュンマーケットが深刻化する空き家問題の解消につなげようと、空き家の売買仲介とコンサルティングサイト「S A N U K I N O A K I Y A（さぬきの空き家）」を開設し、空き家の諸手続に関する情報提供を空き家所有者と、それから取得希望者双方へ総合的にサポートを行うというものです。農地付きの空き家とか2階建て、それから一定期間の賃貸契約後に土地建物を贈与する贈与型の賃貸住宅等の9種類に分けて空き家を紹介するそうです。

同じ7月5日の第1面に「住環境を悪化、危機感高まる」として、これは「空き地対策へ新制度、自治体に是正勧告権」の記事が載っております。これは2015年に先行実施され、今年の4月には相続登記が義務化された空き家の活用や撤去を促す特別法に続き、空き家共々、土地の荒廃対策に法整備が行われたものです。

そして、何と驚いたのですが、7月12日の、これ、子供新聞いいですかね、子供のページなんです。「こどもニュース&スポーツ」とあるんですが、ここに「増え続ける空き家、全国で900万戸、過去最多」というタイトルで空き家が発生する原因と空き家が地域に及ぼす影響、そして、空き家を利用・活用するアイデア等の工夫や事例を子供が理解できるように紹介しております。

8月10日の地域総合面では、「空き家改修、入居者募集、綾川町移住促進で」という記事がございます。これは綾川町が過疎地域である旧綾上町に過疎化対策と移住促進を目的に、中間管理住宅整備事業として整備した空き家を賃貸物件として入居者の募集を行う記事であります。

次に、8月18日、これも地域総合版の記事ですが、「坂出市で空き家除去関心高まる、前年度の2倍の申請」、これは元旦に発生した能登・石川地域の震災における報道がしばらく頻繁に流れたんですが、崩れ落ちる空き家の映像とかが繰り返し放送されまして、空き家除去の必要性の認知度がかなり高まり、坂出市の老朽危険空き家除去支援事業に昨年の何と2倍に当たる59件の申込みがあったとの記事です。

最後に、8月23日、これも地域総合版ですが、「空き家改装、住民一丸」これは移住者の入居先整備を目的として、小豆島町が空き家資源活用事業の一環として、住まい政策課に所属する地域おこし協力隊員が所有者と交渉して、地元住民と一緒にワークショップで壁塗り等の空き家リフォームを行った記事でございます。

今、紹介したこれらの記事は、何と僅か1か月間に掲載されたものなんです。いかに地域、行政の問題としてこの空き家対策が存在するのかを表していると思います。皆様も自治会内で1件や2件は思い当たる風景があるのではないのでしょうか。

本日の関連資料をタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

ホームページの上段の右から2番目で一般質問とありまして、その令和6年、令和6年9月、石崎へとお進みください。そこへ5つ資料を載せております。

まず、まんのう町の空き家等対策計画の抜粋、それから、国交省移住二地域、これは2つの地域ということですが、この居住推進関連、これは高知県の四万十町の取組を載せて

おります。それから3つ目が生駒市の都市計画課住宅政策室が取り組む生駒空き家流通プラットフォームのチラシでございます。4つ目が、今から申し上げます私の試案、試みの案でございます。5番目に香川県空き家ガイドブックの抜粋を載せております。ボリュームが多くて恐縮ですが、少しでも質問の趣旨を御理解いただけるように掲載いたしました。

さて、まんのう町は令和3年に地域振興課を総合窓口として、副町長を委員長に、ほぼ行政横断的にまんのう町空き家等取組検討委員会が組織されまして、まんのう町空き家等対策計画をまとめました。ここでは住民の御相談、空き家化の予防、空き家の管理と利活用、危険な空き家対策、空き家等対策計画、特定空家関連の6分野についてそれぞれ各担当課を設定し、行政における推進体制を構築されました。

この計画書の冒頭に、まんのう町の空き家状況として、平成25年の空き家総数は760戸、10.4%であったのが、5年後の平成30年には1,270戸、空き家率16.4%とあり、戸数で1.7倍、510戸増加しております。これ以後の最新の空き家状況を把握できておれば、お知らせ願いたいと思います。

また、この計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間と定めております。約3年が経過し、残り2年となった現在までの進捗状況と計画遂行の課題となっている点がございましたら御説明いただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの質問にお答えいたします。

本町におきましては、令和3年3月、まんのう町空き家等対策計画を策定し、空き家対策に関する基本方針を定めるとともに、空き家の利活用や老朽空き家の除却支援事業及び空き家改修等により各種支援を行っているところでございます。急速な少子高齢化による人口減少や核家族化により、空き家の件数は増加傾向にあります。

また、老朽化した建築物の管理や利用法などの問題が発生し、防災、景観等に影響を及ぼすことが近年問題となっております。

御質問の中の空き家率等につきましては、5年に一度実施される住宅・土地統計調査の結果であります。本調査につきましては、最新の調査集計結果が公表されていないことから、まんのう町で実施いたしましたまんのう町空き家等実態調査の結果にて御説明いたします。

令和4年度時点の空き家等件数は775件、空き家率は10.1%であり、平成29年に実施した同様の調査では639件、空き家率は7.9%であることから、136件、2.2%の増加となっております。

また、平成29年度の調査で空き家認定された639件のうち134件につきましては、除却や利活用により空き家解消されており、その他、立木の繁茂等で調査不能物件等の件数11件を除くと、平成29年度の調査以降5年間で発生したと考えられる空き家は281件となっております。

このことから、今後も少子高齢化に伴う人口減少とともに空き家となる住宅等の増加が

続くと想定され、それに伴い、空き家に関する諸問題の発生件数の増加が考えられます。

本町の空き家対策の一つであります老朽危険空き家除却支援事業では、令和元年以降、本制度を活用し、12件の空き家が除却済みとなっております。

また、近隣に影響を及ぼす老朽危険空き家につきましては、所有者等に管理の協力の働きかけや除却制度利用の案内等を随時行っておるところでございます。

また、空き家化の予防、住環境の整備・環境問題につきましては、住宅は個人財産であり、適切な管理は所有者責任が前提とされていることから、今後とも所有者への管理の協力を粘り強く働きかける必要があると考えます。

空き家の管理・利活用につきましては、空き家バンクの登録制度を現在中心に行っております。地域おこし協力隊も地域に出向き、空き家相談等を積極的行っております。

空き家等対策計画にも示されておりますように、空き家に関する課題は多岐にわたり、対応する担当課も分かれていることにより、情報共有を十分に行い、各種問題解決に対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。本当に多岐にわたる、さっと片づかないお仕事ばかりだと思いますが、お取組ありがとうございます。

この調査でございますが、調査業務を株式会社ゼンリンへ委託したとしても、非常に多忙な平常業務と並行して、ここまでの分析と計画を取りまとめられたのはすばらしいことだと思います。委員会や職員の皆様の取組に敬意を表します。

タブレットの一番左にまんのう町空き家等対策計画の抜粋を入れております。調査時における空き家のランク分けの基準と各ランクの戸数、これは5つに分けておるわけですが、それをグラフにしたもの、それから空き家の地域別の分布、それから大字別の空き家ランクの中にあるDとE、このDとEというのは老朽度、危険度の高い空き家になります。特定空き家に近い部分です。それからまんのう町全域に存在する空き家の分布図、そして、先ほど御答弁がありましたが、役場内の空き家対策の推進体制を載せております。

町のホームページからは対策計画の全文を閲覧できますので、議員の皆様、それから住民の皆様も、ぜひこのまんのう町空き家等対策計画にお目通しいただきまして、我が町における空き家の現状と課題を共有し、共に対策に取り組みたいと切に思います。

この計画書の第5項目には、空き家対策に取り組む上での課題が実に的確にまとめられております。1つ目が住民に分かりやすい空き家対応窓口の設置と推進体制の整備、2つ目がまちづくりと調和した空き家等の利活用プラン、それから3つ目が空き家の除去等に関する効果的な行政支援、4つ目が管理が必要な空き家への適切な助言とフォロー体制、5番目が現居住者の健在なうちに空き家の終活アドバイスを行い、新たな空き家の発生を防ぐ、こういうことをまとめられております。

それから次に、この課題を踏まえた対策として、当然に、先ほど御答弁がありましたが、空き家は個人の財産でありますから、所有者において適切に本来は管理されるべきもので

あります。これを原則とした上で、行政の責務として公益と住民生活を守るための適切な措置を講ずるとしております。

また、空き家問題はまんのう町全域にわたるもので、空き家1件ごとの事情や内容も異なります。既に近隣住民の生活環境へ悪影響を及ぼしている物件等も散見されます。空き家対策に取り組むには、所有者はもとより、自治会等地域住民の皆様、個々の空き家が抱える問題の解決に必要な行政書士や不動産業、建築業などの各種事業者や団体の持つ専門性も必要となります。

また、一方で空き家物件の情報提供とアドバイスを行い、利活用希望者や移住希望者等で構成されるまんのう町の空き家を流通させる市場の構築もまた今以上に必要かと思います。

また、行政が空き家を活用するプラン等も、これは物件によると思うんですが、生み出せば、住民福祉や地域コミュニティの活性化も図られます。まんのう町のまちづくりに視点を置き、負の財産とされている空き家を利活用することにより、地域の財産へと変化させることは、全部が無理でも可能であると思えます。

まんのう町空き家等対策計画には、まんのう町の将来につながる総合的な対策として計画的に推進すると力強くうたっております。町民も大きな期待を寄せて、空き家対策の取組が具体的に進むことを強く願っていると思えます。

この計画書を基に私なりに考えた計画実行への具体的な取組を述べてみます。

実行に際して、行政上の問題点等についてお示してください。

また、既に取り組まれているものがあれば御紹介ください。

タブレットに私の試案を載せておりますので、御覧くださいませ。

それでは、御説明申し上げます。

町内の空き家の現状については、先ほど申し上げましたように、所在確認は終えております。それから、外観の視認確認も終えておりまして、空き家の状態をA、B、C、D、Eの5つに分類済みでございます。これを踏まえて、次の3つの展開に進めたらと思うのですが、まず、連合自治会を通じ、各単位自治会への協力を取り付けて、自治会内の空き家について所有者、それから管理者の把握と現在の管理状況等の聞き取りアンケートを実施いたします。次に、把握した内容に基づき、空き家の所有者、管理者へ空き家に対する今後の意向調査の聞き取りを行います。そして、所有者、管理者のアンケート結果の分類、例えば見守りをする状態、それから現状維持、当分そのままとか、それから賃貸、売却等の利活用の希望、それから行政への寄附、こういった空き家のトリアージ、対応意向別の分類を実施いたします。

ここまでいろんな課題は出てくるんですが、特に聞き取りの担い手、これは各自治会なのか、地域おこし協力隊なのか、専任チーム編成なのか、外注なのか、それから分類された各空き家の対応アドバイスの担い手の確保、これも町内の推進体制の分担で可能かどうか、それから諸問題をサポートする専門化、それから団体のネットワークの構築、これは

極力町内の業者で構成ができればいいなと思っております。

それから、空き家に関する総合相談窓口の設置、これも専任チームなのか、地域おこし協力隊の増員なのか、それから信頼でき、実績がある空き家等管理活用支援法人を選定し、業務の委託と監督、これはできれば実績を持っており、住民に寄り添えて、行政と同じ方向性を求めているもの、こういった団体が望ましいと思います。

それから、分類された空き家への対応でございますが、まず、賃貸とか売却、利活用を希望するところについては宅地建物取引業者、これは全国的に減少傾向なんですけど、町内の登録は個人が5人、法人が4社ございました。

それから、これもよくネックになると聞くんですが、仏壇ですね、利活用する場合、うちに仏壇がある、それから神棚がある、それから関連してお墓のしまいとか、こういったものも大きな課題で浮き上がってきます。これは檀那寺等の寺院とか仏壇店、石材店、神社等のネットワークが必要かと思います。

それから、貸手と借手がその物件のリフォームを行う場合の相談先の確保、これは町内の建築業者等になるかと思います。

それから、空き家バンクのリニューアル、物件数の確保と、それから貸主、借主へのPRを今以上に充実させながら、物件の見学あたりまでサポートする。

それから、広域空き家バンクや政府が考案中の全国ネットの空き家バンクへの参画、例えば北海道とかほかにも、まんのう町の空き家物件が閲覧できるとか、こういったことです。

それから、行政への土地家屋寄附による公共コミュニティーとしての活用、こういった物件も出てくるのかなと。

それから、まんのう町への移住希望者へ向けた物件のPRときめ細かなフォロー、こういったことが必要かと思います。

それから、所有を継続される場合は保存管理上発生する定期的な清掃等請負業者や請負人の確保、例えばシルバー人材センターとの提携とか地元の担い手づくり、それと贈与とか相続発生時の相談対応はファイナンシャルプランナー、それから不動産業者、金融機関等になるかと思います。

それと同時に、空き家の発生予防も必要であります。高齢者の独り住まいや2人住まいの世帯を対象に、居住者の健在なうちに御親族をできたら交えて不動産の終活相談を行い、こういった終活ノートというのが結構出てるんですけども、これ、不動産とかおうちですね、ボリュームはいろいろあります。こういったものを使いながら、具体的におうちの将来を考えていくということ、こういったものが大事なかなと思います。

それから、空き家の譲渡所得に係る3,000万円の控除の特別措置も延長されて、所得税、個人住民税の優遇制度は継続されておるんですけど、こういった空き家に関する各種のメリット、それから逆に、こちらも大きいんですけど、法改正による空き家を放置する場合のデメリット、この辺りがまだまだ認知度が低い状態になるかと思います。ですから、こ

れは放っておけんというふうに気づいてもらう場も要と思います。

それから3番目、相続発生時の水際対策として住民課と連携し、所有者死亡時に不動産相続等に関する対応相談を行い、ピンポイントでそのところで対応できて、空き家の発生を防ぐとかいうことです。

以上なのですが、分かりづらい説明で失礼いたしました。

ここで、再質問いたします。

拙い案であるとは重々承知なのですが、この案に沿った空き家対策を行う場合、行政サイドにおける問題点は多岐にわたると思うんですが、何でございましょうか。また、案に対する栗田町長の感想をお聞かせいただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

現在、空き家全般に関する総合相談窓口を地域振興課に置き、相談内容によって関係担当課と連携して対応しております。

また、令和6年2月には、空き家利活用関係をミッションとした地域おこし協力隊を採用し、総合相談窓口機能を強化して取り組んでおります。

受動的ではありますが、こうした相談があった場合には、空き家に係る異なる相談内容を丁寧に取り取りし、関係各課と連携し、対応しております。

しかしながら、御提言にあるように、空き家実態調査で明らかになった空き家全数を能動的に対応していくにはマンパワーと予算を相当かけて対応していくことが必要であり、現在は全てにおいて対応できているような状況ではございません。

また、聞き取り等で知り得た情報についても、個人情報管理が必須とされます。扱いも非常に注意が必要なものとなると考えます。

行政サイドの問題点として、相談内容によって担当課が異なることから、横断的な対応が求められています。高齢者の独り住まい、2人住まいでは、福祉保険課などとの連携が必要です。相続に係る税につきましては税務課や税務署、相続登記に関しては法務局、行政書士などと連携が必要になってきます。

また、行政寄附とありますが、公共の場として有効活用できる空き家であることが条件であり、寄附申出があったとしても、空き家の状態によってより分ける必要が生じ、寄附申出者への不公平感が懸念されます。寄附申出者の「役立ててもらいたい」という思いと自治体の「必要がある」という判断が合致して、初めて成立するものと言えます。

総合相談窓口として空き家巡回相談会を実施したり、譲渡所得の3,000万円控除特別措置を町の空き家対策の冊子、県のガイドブックなどで周知したりいたしておりますが、まだまだ十分とは言えないため、今後もより一層のPR活動等に努めていきたいと思っております。

石崎議員より空き家対策に係る具体的な取組案を御提言いただいたことにより、現状並びに問題点についてはどのようなものがあるのかを再認識することができましたので、今

後、問題点解決に向けて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 一般質問の途中でありますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で１０時５５分までお願いいたします。

休憩 午前１０時３８分

再開 午前１０時５５分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

２番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 休憩に入りまして、酸素をしっかりと入れられて、少し爽やかなことと思いますが、御丁寧な御答弁ありがとうございました。

本当にどこから手をつけたらいいかわからんような作業の中、これを各課で担当してもらって、本当に大変な作業と思います。

それで、全国１，７４１の市区町村の約８割に当たる１，３０７の市区町村が空き家対策に関する計画を策定し、特定空家等に対する措置を進めております。

ここで、まんのう町と地理的条件や行政規模の比較的近い市区町村が取り組んでいる事業のうち、効果を出している取組を何点か御紹介いたします。これらを我がまんのう町に合ったものにリニューアルして、導入ができないかなと思うところであります。それで空き家対策と地域活性化、双方に効果をもたらしたいと思いますので、後ほど町長のお考えを伺いたいと思います。

まず、１つ目でございます。山梨県の身延町というところがありますが、ここは「憧れの暮らしを格安で実現、空き家にプチ移住者を呼び込む」といううたい文句で、都市部や町外の近隣市町から週末だけ身延町に訪れる、こういった人たちに空き家を維持管理してもらうと。町で運営する空き家バンクに登録された物件の中から、現状のまま希望者へ格安で貸し出します。建物は誰かが住んでいないと傷みます。それから、空き家の状態では、地域の防犯面で心配もございます。そこをうまくマッチングさせ、都会に住みながら、週末限定で田舎暮らしを楽しむ、今、こういったプチ移住の希望者が非常に多いそうでございます。

タブレットのほうには、国交省の資料で二地域の居住推進を参照ください。

それから、２つ目でございますが、東京都奥多摩町は東京都といいながらも、ぐっと山際です。ここは「空き家に移住者を呼び込む」ということで、放置された空き家を活用するもので、町民から寄附された空き家を改修して貸し出し、これは物件によると思うんですが、空き家を借りて１５年間住み続けると譲渡されます。その時点に模様替えをしたければ、最大２００万円を助成、ちょっと大きいんですが、また、築１００年以上の古民家を改修し、１週間１万円で移住体験してもらうと。豊かな自然と空き家を町の資産として活用し、人を呼び込むことに成功しているそうです。

それから、３つ目は四国になりますが、高知県四万十町は「空き家８００件、移住・定

住の受皿に」とあります。平成26年に町内の空き家調査を行うと、800件の活用可能な空き家が判明したそうです。以後、所有者と折衝を行いながら、活用できる空き家の確保に努めるとともに、町内不動産会社と連携し、不動産会社の管理する空き家についても情報共有しながら、移住ポータルサイトで移住・定住希望者へ情報提供し、受入体制の充実に努めています。他の移住・定住活動も相当ここはやっておるんですが、これと併せて、平成22年度から平成30年度までの8年間で582名の移住者の受入れに成功しています。

最後が香川県の綾川町でございます。「中間管理住宅整備事業で空き家整備と転入促進」とあります。過疎対策と空き家対策を兼ねて本年より中間管理住宅整備事業を始動させました。町が空き家を1軒借り上げ、必要な改修を行った上、移住希望者へ賃貸するものです。今回整備した住宅は羽床上にあるそうです。木造2階建て、間取りがLDK、洋室1、和室1、車庫駐車場2台つきで家賃が3万5,000円、敷金が3か月分です。応募者の中から選考委員会で入居者を決定します。

もう一つ、綾川町は綾川町お試し住宅といったものを用意しております。こちらは山田下にある平成10年に建築の町営住宅2LDKを整備して、利用期間は1か月以上、3か月以内とし、1日1,000円で、町外の移住者で綾川町へ移住希望の方に貸し出しているそうです。

以上、空き家対策と地域活性化双方の効果を求めたケースの紹介でした。関心のある方はタブレットの先ほど申し上げた国交省の二地域居住・移住に関連した資料を御覧ください。

最後の質問といたします。

今、4つの自治体の空き家対策の取組を御紹介しました。タブレットに香川県作成の空き家ガイドブックの県下各市町の空き家対策に関する支援事業、それから補助事業を掲載しております。行政の御努力のおかげで、まんのう町は他の市町に比べて遜色のないものでございます。

しかし、今、御紹介したような事例はその他の支援制度に分類されて、まんのう町ではまだ実施されておられません。当然、導入には相応の予算と、それに見合う費用対効果の検証が必要となりますが、こういった制度の導入について、また、その方向性について、栗田町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの3番目の質問にお答えいたします。

御紹介いただいたこれまで取り組めていなかった空き家を活用した移住体験やお試し住宅などについては、現在、地域おこし協力隊の活動のミッションとして先進的な自治体への視察研修等を行い、情報収集に当たっておるところでございます。

今後、利活用に向けた具体的な方向性が決まりましたら、報告できればと考えております。

また、それ以外にも、移住者交流会の実施やLINEを活用した移住オンライン相談、空き家巡回相談会、セミナー開催など、これまで町が行えていなかった部分を地域おこし協力隊員として積極的に実施しております。

今後も豊かな自然と空き家を資産として活用し、新たな取組を模索しながら地域振興に尽力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。非常に元気の出る、勇気の出るお話をいただきまして、心強い次第でございます。

私も各公民館とかいろんなところで協力隊員の阿部さんにお会いいたします。非常に地域に密着して、いろんな活動をやられている、感心でございます。それで何かまんのう町にも定住したいということで、いろいろお話もさせてもらったんですが、ありがたいと思います。

まんのう町は豊かな自然に囲まれた里地、里山がございます。それから効率のよい住環境、商業施設も近いし、交通網もしっかりありまして、住環境もすばらしいものがあります。それから、教育環境や福祉行政等も非常にほかの市町に比べて私は自慢できるものであると思います。我が町はすばらしいんですね。

このまんのう町は我々の育った大切な郷土であります。まんのう町の将来を担い、ここに住んでもらう児童生徒のふるさとになります。また、転入者や移住者にとってもついの住みかとして選択した大切な場所になります。この大切な故郷、ふるさとを守り、豊かにしていくのはこのまんのう町で今を生きる我々の覚悟と姿勢と行動が必要であると思います。

本日は非常に悩ましい、かつ、多岐にわたる具体的な質問となりました。御回答の難しい中、率直な御答弁をいただきありがとうございました。また、一歩、二歩、前へ進んでいる風景もお伺いしまして、元気を持った次第です。

この空き家問題は住民とともに全町的な行政を挙げての取組が必要です。まんのう町空き家等対策計画の遂行と実現のためには、計画書の12ページに掲載されている、先ほど御答弁いただきましたが、地域振興課を総合窓口、相談窓口として、庁内の5つの課に担当分野ごとに分担されて業務を割り振った、この推進体制では、これだけ多岐にわたる、それから今から増えてくる業務について、住民の抱える空き家課題や相談にスムーズに対応できるかなという懸念も持っております。各課の負担を考えますと、それから各職員の負担、ここに非常に偏重、偏りが出やせんかなという心配も少ししております。

しかし、空き家を資源とする発想の転換は、地域の活性化やまちづくりの貢献につながります。どうぞ、まんのう町空き家等取組検討委員会において、空き家対策を担当する専門室を設けること、それから、地域おこし協力隊の増員等の御検討をいただき、阿部さんもかなり実績を積まれてきてますので、ちょっとその応援隊という形ですね、増員を考えていただきまして、待つのではなく、今、お聞きして安心したんですが、未来へのまちづ

くりに空き家を活用し、この空き家課題に住民とともにしっかり取り組める行政の対応力の強化をお願いする次第でございます。

また、先日、各省庁から来年度の概算要求が出そろいました。本年度の補正予算も含めて、この問題に活用できる支援や補助事業は国交省、環境庁を中心に、省庁をまたいで潤沢に用意されております。なので、この中から、昨日もありましたけども、まんのう町に生かせるものを選択してもらって、手間のかからない、使い勝手のいい、都合がいいですけども、そういったものを活用し、財源に充当してもらいたいものです。琴南町のほうでやってますよね、大川の近辺の。

長時間となりましたが、議場の皆様、告知放送に耳を傾けていただいた皆様、どうぞ皆様の知恵とお力を持ち寄っていただき、一緒にこの課題に取り組んでいこうではありませんか。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、2番、石崎保彦君の発言は終わりました。

琴南支所長、柴坂学君。

○柴坂琴南支所長 先ほどの常包議員の未給水地の自治会数という質問にお答えいたします。

自治会と給水地が完全にリンクはしておりませんので、正確な数字ではございませんが、数えてみましたところ、16が該当する自治会ではないかなと思われそうです。以上です。

○大西樹議長 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、川原茂行君、質問を許可します。

○川原茂行議員 まず、朝夕、やっぱり秋らしく感じてまいりました。ついこの間、台風10号が通過いたしました。非常にゆっくりとしたペースで上がってきました。考えてみますと、香川県は、私の地区辺りでは、考えるところではあまり被害が出なかったんですが、東讃のほうではかなりな雨が降ったということで、香川県内でも被害が出ておるところもあるようでありますが、私、今日もちょっと現場を確認してまいりましたが、ちょうど先ほど同僚議員が質問いたしましたように、生活用水は仲南地区の場合、地蔵前のダムを主にいたしておりますが、あそこも台風明けにはちょうど満水程度、ちょうど雨上がりには3センチか4センチぐらいのオーバーフローがあったわけでありまして。今日の段階では十四、五センチ、20センチ弱、水位が下がっておると。いよいよ適度な雨でなかったかなと思っております。

なお、農業用水のほうも30万トン余り減っておったのが、今日の段階で満水というようなことで、ちょうどまんのう町内では適度な台風と言えばちょっと誤解がありますが、そんなに大きな被害はなかったかなと思っておるわけでありまして。

そこで、私はまんのう町の森林の関係について伺いたいと思いますが、度々質問させていただいておりますが、ちょっと角度を変えてお願いいたします。

香川県の中でまんのう町は高松市に次いで2番目に面積が多くございます。しかし、僅

かでございますので、人口が相当違いますから、まんのう町は香川県の中では一番山を持っておる町であると、こういう表現をしても差支えがないのかなと思っておるわけであります。

そこで、まんのう町の水道水源は自己水源でありますから、全てこの阿讃山脈系の山から流れ出る水を利用して生活用水に使っておるというのが現実であります。香川用水の水は他の自治体は使っておりますが、まんのう町と島嶼部は使っておらないわけであります。いずれにしても生活用水、農業用水を確保できておるのは、まんのう町にありますこの山林、1万3,000ヘクタールほどの山林のおかげであろうかなという認識を持って、この森林をどう整備していくのかと、この点を町長に伺いますが、非常に生物多様性の点から、生活用水の面、人命に関わるような生活用水であるわけです。まんのう町としてこの森林、非常に香川県内では一番広大な面積を所有する森林整備をどう位置づけておるのか、そして、今後、これをどのような方向に持っていこうとしておるのか、まず町長のお考えをいただきます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの通告書にあります森林とゲリラ豪雨の関係を問うの質問にお答えいたします。

つい先月末にも本県に記録的短時間大雨情報が発表され、本町も大雨洪水警報が発令されたところでありますが、短時間に数十ミリ以上の雨が降る局地的大雨であるゲリラ豪雨や、数時間にわたって次々と発生する発達した積乱雲により大雨を降らせる線状降水帯の発生など、近年、異常な大雨情報をよく見聞きするようになったように思います。

これらは観測体制の充実により、その発生報告が増えていることも一因のようですが、線状降水帯などは地球温暖化による海面水温の上昇や気温上昇がその発生を助けている要因の一つと考えられているようであります。

しかしながら、これらの突発的な豪雨につきましては予測はできるようになっても、降雨自体は防げないのが実情でございます。次善の策として、豪雨につきましてはどのように対応するかが課題となっております。

その際、本町における取組の一つとして、これまでも説明してまいりましたように、森林が持つ土砂災害防止機能と洪水緩和機能という防災機能の発揮を高める森林整備が重要であると認識しております。

しかしながら、時間雨量が100ミリを超えるような大雨の場合には、これらの機能も限定的であるとされているようですので、森林整備だけによる対策には限界があるのも事実でございます。

そのためには総合的な防災対策が必要と思われませんが、現在、異常降雨などは地球温暖化が原因と言われておりますように、その地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての機能も、ひいては森林の持つ防災機能の一つと言えるものと認識しておりますので、この観点からも、森林・林業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく

お願いいたします。

詳しくは担当課長のほうから説明させていただきます。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 それでは、具体的な森林整備につきまして、農林課より補足させていただきます。

今年3月に策定しておりますまんのう町豊かな森林づくり基本計画におきましては、基本理念のサブタイトルを森林の多様な機能を持続的に発揮する森林経営としておりますが、この森林経営の中には経済行為としての林業も含んでおります。すなわち、本町における目指すべき未来の林業は木材生産行為が森林の多様な機能を持続的に発揮するようにひとしくなるようなものと位置づけております。

具体的には、林業に適した地域をゾーニングいたしまして、その地域において、伐採期が80年以上となる長伐期施業による高齢林を造成し、その森林では下層植生が生育するための空間を確保し、適度な光が差し込み、多様な林層の形成と樹木の根を発達させる施業として適切な保育、間伐を繰り返しながら、木材生産を行う林業を想定しております。

そして、このような森林資源の整備と利用の循環により、森林整備事業量の安定的な確保を図り、その事業量を蓄える林業の担い手を育成・確保することを想定しております。以上でございます。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、町長、また、担当課長から答弁がございました。

そこで伺いますが、森林機能、防災的な機能が一つ、それからまた、これをうまくやれば、今、課長のほうからお話もございましたように、経済的に金になるという樹齢、また、樹木もあるわけです。この両面を考えなきゃいけない。

そこで、両方を一遍に言っても難しいので、防災面からいきますと、関連は当然ございます、森林ですから。私も明治生まれの方、先人の方からいろいろ水の問題、香川県の中にも地質によって相当違うところがございます。特に全国的に言えば、もっと詳細な分類になってこようかと思いますが、その地層の関係によって、大体水というのは、ゲリラ豪雨はその当時は相当少なかったわけですが、大体3つに分類できるんやと。1つは農業用水。数十年前の話ですから、水道がない時代ですけど、当然、地下水として井戸水からを利用して生活用水に充てておった時代であります。地下水に3分の1、農業用水に3分の1で、3分の1は下流、瀬戸内海に流れて出ると。これが大体そういう基本的な観念でもって、農業用水の配分を十分考えていけよというのは相当前の話でございます。

しかし、私、今、それを振り返ってみると、今回の件についても、本当にすばらしいことを、体験だけでしかその方は物を言っていないと思うんです。当然、今のよういろんなものが発達してませんから、データなしで言いよる。自分の体験で話されたと思うんですが、最近、今日も見ますと、野口ダムのデータとか、いろんなことを分析してみますと、やっぱり過去にはそういう農業用水、生活用水に必要な水、地下水のはちょっと分かりか

ねますが、大体放流して流れた水が3分の1、じゃあ残りの3分の1はやっぱり地下に浸透してきとんかなと。これ体験上といっても、素晴らしいことを言っていたなと思って、つくづく、今、五、六十年前に言われたことを思い出しながら、今日、参ったようなわけではありますが、そういう基本的な、今で考えますと素晴らしい、何百年もずっと体験してきたものが生きてきておる。そういうことを踏まえますと、もっと森林に対する情熱、そして、もっと今から具体的に、じゃあこの整備をどうするんかと言えば、当然、財源が一番問題になってくるし、それ以前に人的、森林に対する希薄な考え方、今の時代に、しかし、若い者はそういうものにまして希薄になってくれば、山へ行くより、やっぱり低いところ、瀬戸内のほうへ向いて、出向いていくほうが多くなる時代でありますから、高いほうへ向いていくのはかなり厳しい、難しい問題はあるんですが、具体的に、じゃあ今から取り組んで、10年後、20年後を見据えていくのはどうするんかと。

台風も、今日も海水温度、地球温暖化によって海水温が非常に高いから、南のほうに熱低が幾つもございます。台風の卵が何ぽかございますが、非常に日本列島に近寄る環境にはあるわけですね。

そういうことを踏まえながら、一喜一憂に二酸化炭素を減少してというのは努力はせないかもしれませんが、世界中で一気にそこまでいけるとは私も思いませんから、台風に備える、水害に備えるものは当然考えていかなきゃいけない。同時にそういう被害になるようなものを出さないようにも努力をしながら、まずは住民の生命、財産を守っていくというのを一歩でもここから進めていかなきゃいけない。それに対する現実論として、財政的なものを踏まえて、町長、いかがですか。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の再質問につきまして、農林課よりお答えしたいと思います。

まず、これまでもお示しいたしましたとおり、予算に充てられる財源としては森林環境譲与税が充てられるものと思います。この森林環境譲与税につきましては、譲与の基準がこれまで人口割30%だったものが人口割25%になって、私有林の人工林の面積がまた5%上がったということもあって、まんのう町においては、これまで試算した額よりも若干180万円近く多く頂けるものになります。

そこで、この費用を利用して、まずは森林の担い手対策に1割、10%を使いたいと。それともう一つは、まんのう町が保有している森林の資源量の調査を5年間かけて行いたいということで、まんのう町森林資源情報データの賃借契約も7月1日に締結いたしたところでございます。

こういった中にありますが、災害の防止につきましては、森林だけの整備で賄えるものではないと考えております。と申しますのも、先ほど川原議員もおっしゃったとおり、大雨が降ったときに3分の1は地下水になって、3分の1は農業用水として、3分の1は流出してしまうということもありますので、下流域にある農地の保全、そういったところも

併せて進めるべきかと思っておりますので、やはり圃場整備などの整備を進めることも肝要かと思っております。

そこで、これまでの実績を申し上げますが、圃場整備につきましては、これまで完了地区で申し上げますと、佐文地区が換地処分を終えております。それと、塩田地区が今年度中には換地処分を終えると。面工事に入るのが五毛地区ということもあり、その後、また炭所西地区をはじめとしたほか3地区からも圃場整備の話合いが進められているところでございますので、森林整備に併せて土地改良事業の予算も確保しつつ、災害防止には予算を充当していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、いろいろ答弁がございましたが、森林環境譲与税、これは人材育成に何ばか充てると。しかし、町内の方があんまり森林環境譲与税というものがぴんと来てないところもあるんです。私が言いたいのは、もっと住民の意識改革といいますか、森林に対する思いやりといいますか、将来、災害に強いまちづくりをしたいという考え方を持つてであれば、この金、恐らく2,000万円前後だと思いますが、環境譲与税は。だけでも別個に基金を持つべきでないかと。みんなの士気を高めていく、これが大事でないかなと。一步踏み込んだ財政面を考えていかなければ、ただ口でこういう方向性、土地改良のその話はまた後で聞きますが、そちらのほうは目で見て分かる。しかし、やっぱり町民に分かる、山が大事だ、災害を全部とは言いませんか、ある程度、ここで食い止められるという意識改革をしていくのが非常に大事でないかと、私はその点を重視しておる。この点、町長、いかがですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

森林の持つ多面的ないろんな効用はありますが、その中で災害の防止というのも大きな役割を占めておると思っておりますので、今後とも、まんのう町としては森林整備に力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、ここへ出て答弁いただくのであれば、私は財政の裏づけがなかったら前を見て動けんのです。十分一番よくお分かりの方が努力しますでは、私、ちょっと聞きにくい。やっぱり財政、裏づけをこの程度持っていきましょうと、金額まで言わんでもいいけども、それは必要ですと町長がお考えいただかないと、なかなか前向いて動かない。この点、どうですか。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の森林整備に関する予算の確保について、農林課よりお示ししたいと思います。

まず、川原議員、先ほどおっしゃっておった、町内の方々に森林に関して興味を持ってもらって、熱意とか意欲も啓発していくべきだというお話がありました。その中であって

は、まんのう町は、現在、木育事業ということもソフト事業としては進めているところで
す。町内の子供たちを対象とした森林に関する学習の提供でありますとか、ウッドスター
トという1歳児の子に木のおもちゃを提供するとかいうことで、木に触れてもらう機会を
提供するというような事業も行っているところですので、もう少し、ちょっと年齢層の高
いところまで、何らかの形で木育として進めていけることがあれば、検討してまいりたい
し、また、そういったところにも予算を配分していきたいと考えております。

それと、やはり森林整備を進めるに当たって必要なのが担い手、作業員の確保になろう
かと思います。一遍に全てができることはないと思うんですが、先ほど申し上げました、
まんのう町豊かな森林づくり基本計画を策定いたしましたので、それに基づきまして、適
正に森林の施業業者さんに従業員がそこで仕事をする体制を整えていきたいと思いま
すし、また、現在、働いている方々に対する支援も視野に入れながら進めてまいりたいと思いま
すので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 そういうことも非常に大事なわけではありますが、即戦力的な人材育
成をするのであれば、子供の教育も大事であるけども、それは即戦力にならない。だから、
即、今、台風がどんどん、地球温暖化と言われておりますものが、台風が増えてきて、災
害がいつ来るか分からないという時代に入って、ぼつぼつ考えますでは遅過ぎるから、何
らかの格好、即、手が打てるものから打っていく必要があるだろうと。当然、人材育成、
非常に大事です。大事であります、それには同時にやっぱり裏づけ、財政的な裏づけが
必要なんです。これを今この場で何ぼということはお答えいただくとは私は思っておりま
せん。計画の中にこの基金をもって森林整備に充てるというお気持ちがあるのかないかを
お聞きしておるんです。近い将来、ここ一、二年の間にということをお伺いしてお
る。どうですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

何の事業を起こすにしても、やはり原資が必要でございます。そういったことで、森林
を整備するための原資としてどういう基金とか補助金とかがあるか十分調査して、検討し
てまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 まず、当然、相当多額な金が必要ですから、いろんな金は国、
県のほうへ要望していただかないかん。けども、町がやる気で、本腰入れて、この1万
3,000ヘクタールある森林を守っていこうとするのであれば、町の財政はここまでは
こっちへ行こうという姿勢が物すごく大事なんですよ。これが住民にとって、我々議会に
とっても大事なんです。町長の姿勢が大事なんです。当然、姿勢というのは、ここへ町の
財政から森林に、予算も国から頂く分がある、県からも頂け、しかし、町もこれぐらいは
基金として積んでいこうという姿勢が大事なわけです。それが人を育てていくんです。人

をやる気にさすんです。これが一番大事であるとは私は思っております。

ですから、町長、今、言葉がそこら辺が足らなんだと、私はそういう認識でおるんですが、国、県からもらう分は努力して頂いてくると。しかし、町の財政もこれにはこの程度の基金はつき込んでいきましょうという姿勢、この姿勢をお聞きしたいんです。どうですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

森林整備につきましては、町独自の基金とかを積みましょうかというような話でございますが、十分、全国的によく似たような条件の地域もあると思いますし、そういった森林整備のための基金を実際に積んでやっているところが全国的にはあるかと思いますので、十分調査・研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、十分でなくて十二分をお願いいたします。

先ほど課長が言われた圃場整備、恐らく流域治水の観点を言われたと思うんです、圃場整備やけんね。圃場整備をやって、集中的に降雨があったときには、水戸をせいでためてくださいよと。こういう観点、今、土地改良区が主軸になっておると思いますが、私は例えば畑作の場合であつたらためられませんね、野菜をやっておるかすれば。水田、例えば水稻であるとか、WC Sを作っておる圃場であれば、時期にもよりますが、7月、8月のときにはためられます、ためておるんですから。

ここで、これはまたちょっとお聞きしますが、今、水をためておるんです。農業用水としてそこへ水を張ってためておる。そこへ雨が来た。これは土地改良区がやるんでなくて、既にもう田んぼダムという任務はある程度果たしておるんです、水田機能として。ですから、それ以上にためて言うんなら、国交省が、これはこういううちの管轄において、何ばか出しますから協力してくれと。みんなと一緒に下流の災害防止に努めてくれんかというのが私は筋でなかろうかなと思っておるんですが、この解釈の視点は、相違はどこにありますか。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいま川原議員の減災機能のための田んぼダムに対する費用の負担のことについての御質問だったかと思いますが、よろしいですか。

○川原茂行議員 質問で、課長がさっき災害に圃場整備してと言ったから、私は、多分、田んぼダムのことを言いよると思って、今、お聞きしたんです。

○藤原農林課長 水田そのものの防災、それと減災機能につきましては、いわゆる田んぼダムということが挙げられます。それと堰板の設置などによる流出抑制という貯留機能がありますので、下流域の浸水被害のリスクを低減できるとはされております。

この田んぼダムの取組を推進する必要がありますので、県とか土地改良区などの関係機関との協議を深めていきながら、圃場整備の実施可能な区域から選定を行っていきたいと

考えているところでございまして、先ほど申し上げた炭所西地区以外 3 地区の話合いが現在のところは進められているというふうに申し上げました。

あと、減災、それと防災に関しましては、やはり農家さんだけの力で何とかなるという話、今後、農家さんだけに頼るといのはちょっと難しいところもあるかと思っておりますので、今、農業に関する地域計画を進める中で、町内 7 地区で進めております農業者座談会の中で、こういったテーマも取り上げながら、今後、地域の土地改良施設や農地、そういったものを適正に管理していくためにはどうすべきかということをお話を進めていきたいと思っております。

いずれにしても、減災防災対策については。

○川原茂行議員 認識の違いを問ひよるんですよ。

○藤原農林課長 認識の違いというのは。

○川原茂行議員 もう一度、言わせていただきます。

例えば圃場の中に 5 センチの水をためておったと。ためてない圃場がある。やがて入れようかなという圃場があります。そこへ集中的に雨が来ました。入れようかと思ひよる矢先に雨が降ったわけですから、当然、水戸は適当な水戸を指しておる。15 センチだったら 15 センチの水戸を指しておる。じゃあ 150 ミリの雨はたまつたやないかと。それも田んぼダムです。それ流れんわけですから。それ以上に来たら出ます。でも、今、土地改良が言う多面的機能がおっしゃるのは、田んぼダムの認識は 15 センチ以上にためてくださいよと、こういうことなんですね。15 センチは農家の方が必要だからためよんやと。それ以上にためてもろて、20 センチ、25 センチためてもろて、雨が上がってから、ゆっくりと保湿してくださいと、これが田んぼダムなんですね。だから私はその認識をお伺ひしよるのは、その 10 センチ、15 センチをためること自体が、既に田んぼダムのある一定の任務は果たしておると、こういう解釈でおるわけ、田んぼダムとして。それ以上ためと言うのであれば、同じ名前は田んぼダムであるかも知らんけど、国の機関が災害担当のもの、要するに国交省がこれは別の田んぼダムとしての任務だけでも、別の考えをしてくれというて頼むんが筋じゃないですかと、私はこういう認識でおる。でも、さっき課長がおっしゃる土地改良のほうは 10 センチ、15 センチの水をためておる以上にためるのを田んぼダムと言ひよる。名前は田んぼダムなんです。でもこれは流域治水に鑑みてみたら、下流の方と一緒に頑張って努力する、下流は下流の努力をする、上流は上流の努力をして、みんなで災害を防ぎましようというのが田んぼダムなんですね、流域治水の観点から言えば。それであれば、必要なところまでは既に田んぼダムの任務は私は果たしておると。それ以上にためるんだから、田んぼダムとしての任務を果たすのであれば、考え方が変わってこなおかしいんじゃないですかと問ひよるんです。

○藤原農林課長 ただいまのは田んぼダムの堰板の話だと思います。最近、やはり時間雨量 100 ミリに近いような大雨が降ったり、いわゆるゲリラ豪雨ですが、それと線状降水帯で長時間にわたって大雨が降るというようなこともございます。そういったことを

懸念した上での堰板をちょっと高くして、これまでよりは少し貯留してくださいというお話だと思いますが、その点の話、私は実はあまり詳しくはございません。

○川原茂行議員 当然、課長は担当が違います。違うというのが私の言いよる認識なんです。

○藤原農林課長 地域防災に関しては、やはり地域防災に対して水田が持つ多面的機能がどういうものがあるという周知は、それぞれ各農家さんに対して啓発していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ちょっと、今、お聞きになったように、やっぱり担当が違いますから、田んぼダムの認識、農林課長が言われる、私は災害だけを踏まえて田んぼダムという国の認識で言うと、ちょっと角度が違うんです。これ、総務課長はどう思われますか。認識が違うわけです。私と通常言われよる、農林課長が言われる田んぼダムの認識。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

田んぼダムは正式には田んぼダムとか田んぼダム方式と呼ばれる農業用水の管理技術でありまして、日本の農村部で活用されているわけでございますけれども、この技術は田んぼに雨水を貯留し、その水を一時的にためることで、下流の、御承知のとおり洪水を抑えたり、水源の管理に役立てたりすることを目的としておるということでございます。

その仕組み等々ありますけれども、認識の違いという観点から考えますと、農林課の課長が考える部分と、建設土地改良課の土地改良で考える部分の差異があると思うので、その部分を川原議員さんは御指摘になられていると思います。なので、今日、ちょっと課長がいないんですけれども、建設土地改良課の部分では、また正確にお答えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、総務課長が私が言っておることを理解していただいたんで、農林課長と土地改良課長の話がちょっと見解が違う。私は当事者として、住民は当事者になるわけですから、住民はどよに解釈したらいいのかなということをちょっとお聞きしたわけです、町長。またこれは、今日、ここでなくて、今、課長が言われたように、ゆっくりと見解の違いはすり合わせてまいりたいと思っておりますから、この質問はここで置きますが、いずれにせよ、このまんのう町の、今度、出すほうですね、通常は、人工林の場合、植栽して、下草を刈って、下草が生えますから、植栽した木が負けます。ですから、下草を刈って、ある程度の樹齢になれば、今度は枝打ちをして、そしてまた間伐して、その繰り返しによってある程度成長すれば皆伐と、こういう形になるわけですが、まんのう町の山林はそんなに勾配がなるいところが少ないわけですね。ある程度、勾配が急峻になる。そうしますと、この前も建設経済常任委員会が視察に参りました。参りましたが、非常に急峻な地形の中で、限られた道具、いわゆる最近の優れた機種は使えないところが非常に

多くあるわけです。したがって、例えば木を切るのであればチェーンソーであるとか、遠い2,000メートル、3,000メートルのほうから出してくる場合は河川であるとか、道路網ばかりでいきますと、山肌がありますから、これは災害の大きな要因にもなりかねない。これも要するに、今、森林組合を中心とした人材の中で、非常に技術者が少ないわけですね。恐らくやるとすれば、他県から技術者を呼んできて、指導を仰がないといけないと、これが実態だろうと思うんです。そういう人材育成していくために、先ほどの豪雨の話とは別に森林整備という意味からいけば、やっぱり裏づけが必要であらうかなと思いますが、この森林整備については、農林課長のほうが森林委員会の中でいろんなものをまとめていただいておりますが、私は現地に合うたやり方が何事も一番だろうと。通常、どこそこの博士とかどこそこの立派な方、それはそれで結構です。結構なんです、まんのう町の現場に合うたやり方、これが一番肝腎でないかなと思っておりますので、この現場に合うたようなやり方、この点は町長、いかがですか。取りあえず課長に聞きます。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の森林の現場に即した施業についての御質問に農林課からお答えしたいと思います。

先ほど申し上げました7月1日に締結しましたまんのう町森林資源情報データの賃貸借を結んだわけですが、このデータの中には、非常に優れた技術提案がございます。というのは、現地に行かずとも、航空測量の中でおおむね8割の精度で地形から作業道の、どこからどこまでどれぐらいの距離の作業道が必要とか、あと資源量がゾーニングでどれぐらいあって、どれぐらいの搬出が可能か、そういったところも頭上から読み取ることができると。ただし、精度は8割ということですので、正式に私有林で森林組合さんが契約する中では、現地に行く必要はございますが、提案として森林所有者の方に施業の御案内をするときには非常に有利なものであるし、また、話を持っていくときに非常に短時間で資料が作成できるという、非常にいいものだろうかと思いますので、こういったものを活用しながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今の時代ですから、相当すばらしい機械を含めたいろんなものができております。使えるものは使っているんです、使えるものは。でも、現場に合わないものは、やっぱりあるだけでどうにもならないんですよ。ここのところをちょっと履き違えておれへんかなと、こういうことがあるんですが、この点をお聞きしたい。

例えばいろんな機械を使って出るものはいいい。人間関係にしてもこれが大事なんですよ。機械が測ったものでなくて、人間は例えば電話で話してもなかなか難しい。やっぱり行かないかんですよ。ここが現場なんです。山だって、何ぼいい機械があつたって、現場が急峻で使い物にならんだらいいけない。特に道、路網の場合、今、琴南、財田の広域基幹林道をやってますが、これも谷をずっと上がる場合はいいんですが、あれは山の中腹を通ります。よほどうまく施工していかないと、これが原因で土砂崩れの原因になるんで

す、水を含みますから。そこらのことはきちんとした設計の下にやっていますといたら終わりですが、そうじゃないんです。そこから崩壊するところが多くあるんです。尾に沿って単純に真っすぐ入っているときにはないんです。割と少ないわけですが、横に入っておる道には、そこから水が、例えば側溝が詰まっておった、あふれたとか、谷へ流していった水が、その下の暗渠が詰まったとか、山の中ですから、全て管理するのはなかなか難しい。けどもそういうのが原因で山崩れが起きるんです。土砂災害が起きる。ですから、今の機械の優れたものを使えるところは使ったらいいいんだけど、やっぱり現場で合うたものを使っていくというのが大原則にならなったら私はいかんと思いますが、この点については、課長はいかがお考えですか。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の現場に即したやり方という話です。

私も森林整備は詳しくありませんので、しかるべき機関である森林委員会の中でもこういった課題をこちらからも提案させていただきまして、今後、具体的にどういう形で進めていくかというのを森林委員会の中でも話し合っていきたいと考えております。

また、出ました報告書につきましては、町長に提出したいと思っております。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 もう時間がございませんので、再度、お聞きします。

今の件は農林課長が森林委員会にそういう話を持ち出して、現場に合わせてもらうような話をしてもらうような話をしていただけるものと思っておりますから、それはそれで期待いたしておきます。

最後になりましたが、町長、この森林整備に対する裏づけ、先ほどのをちょっと忘れたらいけませんので、もう一度、確認させてください。

まんのう町の財源を持つ意欲をお示しいただいて終わりにしたいと思しますので、町長、お願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

森林整備に対する町独自の予算ということでございますが、どういったものにそれが当てはまるか、また、全国的にもそういった事例がたくさんあると思いますので、十分、今後、調査研究して、前向きに考えていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 いよいよ時間であります。町長、やっぱり森林、山の日というのがずっと毎年あるんですが、何もしないに来ておるんです。それが現実です。時たま、よその地区から言われたら、よそに視察に行ったこともあるかもわかりませんが、まんのう町としてはまずなかった。しかし、一つの起爆剤にさせていただいて、やはり生命、財産を守る、災害からこの地区を守るのも全てじゃない。しかし、森林がその大きな一翼を担っているのも事実でありますから、この点を強く要望して、今後の町長の姿勢に期待しております。

ので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

○大西樹議長 以上で、14番、川原茂行君の発言は終わりました。

一般質問の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で1時半といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、1番目の質問を許可します。

○真鍋泰二郎議員 1番、真鍋泰二郎でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、順次、一般質問をさせていただきます。

さて、私ごとでございますが、本日9月6日が誕生日でして、ちょうど41歳になりました。

こども家庭庁による子ども・若者育成支援推進大綱の中では、若者とはおおむね18歳から30歳未満までの者、施策によっては、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質、能力を養う努力を続けているものや、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者も対象とする、以上のように定義されております。

そして、この定義にはほぼ沿った形で、今議会に一部改正の議案として出ておりますまんのう町若者定住促進条例では、交付対象者の年齢を満40歳以下と規定しています。本年3月の定例会において、私の一般質問においても、町長がそのように答弁をされていたかなと思います。

つまり、条例の規定によれば、悲しいかな、私は昨日で若者を卒業いたしました。そして、今日からは中年といったところでしょうか。しかしながら、気持ちはいつまでも若く、そして大きな夢を見る、夢を追いかける、そんな中年でありたいと思います。夢があればこそその政治、政かなと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

本日の一般質問は、SNSを活用した情報発信、道路異常の通報、以上、2件についてであります。タブレットのほうに本日の一般質問の資料を載せております。一般質問のところから令和6年、続いて、令和6年9月定例会、真鍋議員のところを開けていただけたら、8つほど資料を入れております。その都度、お示しすることもあると思いますが、ちょっと緊張のあまり忘れてしまうといけませんので、皆さん、適宜御覧いただけたらと思います。

それではまず1題目、SNSを活用した情報発信についてお伺いいたします。

SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスという言葉は皆さん御案内のとおり

かと思います。インスタグラム、ユーチューブ、フェイスブック、LINE、X（旧ツイッター）など、いろいろな種類のSNSが存在しますが、タブレットにあります資料1を御覧ください。

総務省の令和5年情報通信に関する現状報告と概要という資料によりますと、我が国のSNS利用者の推移は年々増加しており、2027年には1億1,300万人になると予想されています。

また、日本におけるSNSの利用率の順位を申し上げますと、調査により多少の差はあるものの、1位、LINE、約9,500万人が利用しております。2位、ユーチューブ、約7,120万人、3位、X、約6,650万人、以下、インスタグラム、フェイスブックと続きます。

また、1位のLINEの利用率は年代別で見た場合、全ての年代で80%を超えているそうです。ですので、この議場におられる皆さんも多くの方がLINEの利用者と言えるのではないのでしょうか。

さて、ここまでが前置きで、本題の質問に入ります。

そこでお伺いしたいのが、我が町が現在利用しているSNSにはこういった種類があるか、フォロワー数、お友達登録数はどれくらいの人数なのか、写真、記事、動画の投稿など運営はどのような形で行っているのか、以上、お伺いしたいと思います。

私の承知している範囲で、インスタグラム、ユーチューブは町のほうで利用して、ホームページのほうにもリンクが貼られております。もしかしたらほかにも利用しているものもあるかもしれませんので、お示しいただけたらと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の質問にお答えいたします。

SNSとはソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、不特定多数の人とつながり、文章や写真、動画などで自己表現を行ったり、コミュニケーションを行ったりするサービスのことです。通常、地方自治体のSNSでは観光名所の紹介やイベント案内、自治体からの大事なお知らせの周知などに使用されております。

また、近年では、防災情報などの緊急情報を正確かつ迅速に周知することを目的として使用される場合もございます。本町では、イベント情報や町内の四季折々の風景の切り取り写真など、魅力発信としての機能が期待されると思われます。

そのような中、現在、本町で利用しているSNSはユーチューブとインスタグラムの2つです。ユーチューブでの本町公式アカウントの登録者数は8月28日時点で102人です。投稿動画は30本という状況です。インスタグラムでの本町公式アカウントのフォロワー数は8月28日時点で1,965人です。記事につきましては、町の行事のお知らせや国営讃岐まんのう公園、満濃池森林公園などのイベント案内を投稿しております。また、地域おこし協力隊員によって、季節の風景を切り取った写真も投稿され、本町の魅力発信の手段として利用いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1 番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 御答弁よく分かりました。ユーチューブのほうで102人と、まだまだ登録者数が少ないかなと思っております。

ユーチューブ、私も所属しております団体で、みんなでコロナになってから何か情報発信できないかと思って、ユーチューブチャンネルを立ち上げたんですけども、今のところ七十数人の登録者で、毎月1本ずつぐらい、1人の担当してる方が動画をアップしてるんですけども、その方御自身でもユーチューブをされていて、やっぱり小まめな動画配信と、いわゆるバズるといいますか、目を引くような投稿のようなものがあると、この登録者数というのは増えると思うんですけども、別にまんのう町が奇抜な、市町によってはすごい奇抜な発信をしているところもありますけど、そういうことをするよりは、先ほど町長も言われましたように、大事なお知らせであるとか、防災であるとか、あとまんのう町は美しい風景がございますので、そういったものをどんどん発信していく、そのほうで進めていったらいいんじゃないかなと思います。

インスタグラムのほうは1,965人でしたかね、登録が。やはりインスタグラムというのは写真がメインになるかなと思いますので、観光とかそういう面では非常に効果があるんじゃないかなと思っております。状況についてはよく分かりました。

そこで、SNSを活用した運営というか、事業というのはなさっているようなんですけども、SNSによる情報発信をしていく上で、先ほども言いました、フォロワー数の伸び悩み、あとまた内容の検討、SNSにたけた人材の育成など、様々な課題があらうかと存じます。

そこで、お尋ねいたします。

我が町のSNSによる情報発信にはどういった課題があると認識しておるのか、執行部の認識のほうをお示しいただけたらと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の再質問にお答えいたします。

SNSを活用したプッシュ型の情報発信につきましては、ホームページなどと違い、自分で常に情報を収集に行かなくても、新しい情報がアップされたことが通知されることにより情報を収集することができ、有益な機能と考えておりますが、どんな情報をプッシュ型の通知をするか精査しなければ、ユーザーが離れてしまう一因になってしまうおそれがございます。

近隣自治体でも活用されてきているLINEにつきましては、全ての世代に普及しているメジャーなツールだと考えており、その活用について、情報発信やマルチメニューを活用した利用を総務課DX推進室で情報収集に取り組んでおりますが、個人情報を取り扱う場合によって安全性に留意する必要があると考えております。

LINE含めInstagram等のツールはどの世代・属性のユーザーをターゲットにどんな情報を発信するのかによって望ましいツールが異なってきますので、引き続き、調

査・研究に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1 番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 確認なんですけど、今のは 2 番の通告の答弁でよかったですかね。ちょっと私も通告が 2 番と 3 番が何か重複するような書き方をしてしまったので、答えとしては非常によく分かりました。

先ほど町長のほうからプッシュ型という話が出たんですけども、情報発信を共有する中でプル型とプッシュ型という言葉があって、情報が必要な方が情報を取りに行くのがプル型、情報を必要とするであろう方に情報を発信するのがプッシュ型で、まんのう町のことで例を挙げると、町の情報を知りたい方が検索をかけてホームページを見に行く、これがプル型であって、先ほど公式 L I N E という話があったんですけども、L I N E などの S N S に登録してもらっていて、時に応じて、必要な情報が自動で届く、これがプッシュ型であろうかなと思います。

我が町では広報紙、町ホームページ、音声告知機（オフトーク）、S N S など、様々な媒体を通じた情報発信をしています。今後の方向性としたら、S N S を活用したプッシュ型、中でも公式 L I N E のようなものを使っての情報発信を進めるべきであり、これには大きな効果があると私は期待しています。

中でも、先ほども言いましたように、国内で利用者の多い L I N E の利用については、近隣自治体、具体的に申しますと、中讃広域圏内 2 市 3 町のうち、我が町を除く 2 市 2 町で公式 L I N E が導入されております。今回の一般質問に当たりまして、その 2 市 2 町の状況を私なりに調べてみました。登録者数は日々変化しておりますので、あくまで調査時の数値であります。

まず、公式 L I N E の友達登録者数ですが、丸亀市が調べた当時で 9, 9 7 3 人、善通寺市が 1 万 2, 5 4 1 人、多度津町が 5 9 8 人、琴平町が 5 4 4 人、以上のとおりでありました。

まず、丸亀市のほうから見ていきますと、先月、8 月 1 1 日だったですかね、四国新聞に丸亀市公式 L I N E の運用 1 周年を記念するキャンペーンを報じる記事がありました。そこには 8 月 7 日現在の登録者数は約 7, 6 0 0 人と書かれていますが、現在では約 2, 4 0 0 人の増となっております。これは記念キャンペーンのことが X で紹介されたことにより、市内にとどまらず、市外また県外の方が友達登録した結果であるということでありました。この結果は、丸亀市の担当部署の方も想定外だったそうです。

次に、多度津町と琴平町を見てみましょう。多度津町、琴平町は約 6 0 0 人ということで、登録者数に大きな動きはありません。まだまだこれからというところかなと思います。S N S はとにかく登録者数が大きなポイントになりますが、多度津町では高齢者向けのスマホセミナーなんかで利用の登録を促しているそうです。

ここに至って際立っているのが善通寺市です。これには大きな理由があります。善通寺市では新型コロナウイルスワクチン接種の際に、L I N E で予約をするシステムを導入し

ました。そこで多くの登録者数を獲得したわけです。そしてワクチン接種が終了した今は、情報発信のツールとして活用しているということです。

次に、公式LINEの運用コストについて調べましたが、丸亀市を除く1市2町ではコストはほとんどかかっていないとのことでした。自前でつくったということです。丸亀市は公式LINEの登録者と双方向のやり取りのようなことができるシステムを導入しているため、それなりのコストがかかっているということです。

また、資料の3番を見ていただくと分かるんですけど、新たな取組として、公式LINEを活用してGISと連携した防災情報の入手や被害報告ができるようなシステムを導入して、私、ちょうど窓口に聞きに行ったときに、待ってましたとばかりに市の広報を出してきて、説明していただけたんですけど、こういう新たなものにも取り組んでおるようであります。

この丸亀市のシステムなんですけど、構築に当初約80万円ほどコストがかかって、今、年間のランニングコストは約200万円であるとのことでした。

また、このシステムを入れたことによるメリットというのは、登録者が自ら欲しい情報の分野、カテゴリーを選べることができ、要らない情報は配信されないようにすることができるということです。関心のない情報がしょっちゅう配信されるということは、利用者にとってとてもうっとうしいことで、それがブロックにつながります。

善通寺市の担当部署の方から、各課からLINEで情報を流してほしいという依頼もありますが、その配信が度重ならないように調整しているとも声を聞いております。情報発信、配信もなかなか気を遣う作業のようであります。

さて、ここまで我が町を除く中讃広域圏2市2町の公式LINEの運用状況をかいつまんでお話ししましたが、どこまでの内容にするかは別として、我が町にも公式LINEの導入を含む今後のSNSの活用は急務であると考えます。

今後のSNSを活用した情報発信について、専門的な人材登用、効果的な情報発信、公式LINEの導入など、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの再質問にお答えいたします。

専門的な人材の登用につきましては、例えば行政として情報の見せ方がうまくないので、それに対応した人材を登用または委託するといったような活用方法が考えられますが、効果的な情報発信を行う上でどんな人材を必要とするか、それに応じた人材を探すことが必要と考えております。

また、専門的な人材の登用またはアウトソーシングの費用対効果についても考えなければなりませんので、他自治体の活用事例など、調査・研究に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 人材というのをどういう形で、見せ方が、行政がやるというのは

不得意な分野なのかなと思います。午前中の質問でも、せっかくいい施策をやっているのに、それをアピールするのがちょっと弱いんじゃないかと同僚議員のほうからもお話がありました。本当にそういう発信というのは非常に見せ方、今、町長も言われましたけども、見せ方の問題であって、例えば専門的な人材で、地域おこし協力隊の方の御協力の下、風景写真を、今、インスタに上げてるとかいう話だったんですけど、例えばユーチューブにてこ入れをしていくんだったら、まんのう町の公式ユーチューバーになりませんか、そのような感じで地域おこし協力隊を募集するというのも一考かなと思っております。

ここで、ちょっと通告にはないんですけども、再質問させていただきます。

善通寺市をはじめ、コストのかからないタイプの公式LINEでは情報が届き、そのところをタップすると、ホームページの関連箇所に飛ぶというスタイルであろうかなと思います。それはそれで非常にいい形かなと思います、コストがかからずにやっていけるなら。ただ、飛んだ先の内容がしっかりしておればということでありまして、これまで総務常任委員会において、我が町のホームページの刷新を要望してまいりました。その要望を受けて、執行部ではこれまでに検討を重ねてこられたと思います。そして、これまでの検討の成果がそろそろ形になってきたのではないかなと思っております。

我が町が、今後、公式LINEを導入した場合、まずはコストのかからないやり方ということになるかと思いますが、そうすると、やはりホームページの充実が望まれるわけです。その点、何か最新の動向がありましたらお聞かせいただけたらと思います。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 真鍋議員さんの再質問についてお答えします。

新年度予算でホームページのリニューアルの予算をつけていただきまして、それで各担当と私のほうで、今、協議中でございます。

それと、何件か委託業者先も候補を、今、募っているところなんで、また議会の皆様方にお示しできることがあろうと思いますので、そのときはよろしくお願いします。

○大西樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 御答弁よく分かりました。進んでいっている、着実に前向いて、予算もついてますから、前向いて進んでいるということで、御期待申し上げたいと思います。

SNSを活用した情報発信では、先ほど来、申しておりますけども、友達登録者数が多くないと効果が薄いんです。インスタグラム、ユーチューブに加えて、今から新たなSNS、公式LINEを考えていただきたいなと思うんですけども、これを立ち上げていかなければならないとすれば、我が町はまさにそれに関しては友達登録ゼロからのスタートになりますので、今後に御期待したいと思います。

以上で、1つ目の質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

1 番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 続いて、2 つ目の質問で、道路異常の通報ということでお伺いたします。

皆さん、御記憶にあるかなと思っておるんですが、坂出市の県道 33 号線において、本年 5 月 29 日、6 月 18 日の 2 回、同じ箇所での道路陥没がありました。その際に走行中の車のタイヤがパンクする事故も発生しております。

また、昨日の四国新聞にも記事がありましたが、9 月 4 日、千葉縣市原市の国道 16 号線において道路が大きく陥没する事案が発生しております。テレビニュースでも報道されましたので、御存じの方も多いかと思います。

これらの陥没は大雨の影響によるものであると考えられています。こういった道路の陥没、亀裂、落下物などの異常は、車両、歩行者の通行の支障となるだけでなく、重大事故の発生の原因ともなります。そのような道路異常に対しては、現在、警察や自治体への電話による通報のほか、国土交通省が運用する道路緊急ダイヤル「#9910」、香川県道路異常通報システムによる通報の方法があります。こういったものなのかといいますと、資料の 4、5、6、その辺りを見ていただけたらいいかなと思います。

また、国、県ともに、このシステムに LINE を活用したものが使われております。これは先ほどの質問の内容に戻りますが、LINE が利用者の多い SNS であることや、多くの世代において利用しやすいツールであることが関係しているのではないかと思います。

そして、これらの通報システムでは現場写真や位置情報を送ることができ、早期の状況把握や現場特定につながるというメリットがございます。

しかしながら、いやいや、スマホで入力するのは面倒くさいから、電話の方が手っ取り早いんじゃないかという意見もあるかと思います。私も本当に緊急を要する場合、これは迷わず電話で通報するのが一番早いかと思っております。

では、例として電話で通報したとしましょう。道路が陥没しています。場所はまんのう町役場前の国道 32 号線です。この内容であれば、町役場というランドマークがあり、電話を受ける側もよく分かるかなと思います。しかし、面積の広いまんのう町、国道、県道、町道など多くの道路がありますし、美しい田園風景の中、場所を説明するのはなかなか困難であります。また、通報を受けた側も、まんのう町の道路を熟知している者でなければ、早期の現場特定には至らないと思います。こういった観点からも、先ほど紹介した国、県のシステムを利用した通報には大きな効果があると考えます。

それでは、質問に入ります。

国土交通省の道路緊急ダイヤル「#9910」では、通報の対象を全ての道路としています。また、香川県道路異常通報システムでは、通報の対象を県が管理する一般国道及び県道とし、国や市町が管理する道路に関する通報は補修等の対象とはできない。ただし、管理者が特定できる通知は管理者へ情報提供する、このようになっております。つまり、

これらのシステムを利用して通報した場合、町道に関しては管理先、まんのう町のほうへ道路異常の情報が提供されるものとなっております。そのような認識で私はおります。

そこで、国、県のシステムを利用し、通報した場合、町への情報提供はどのようになっているのか、その情報提供にスピード感はあるのか、以上、お伺いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の2番目の質問にお答えいたします。

まんのう町は400キロメートルを超える町道を有しており、維持管理を実施しております。現状では道路の陥没や亀裂等が通行者等により発見された場合、休日、夜間を問わず、まんのう町役場へ電話により異常発生のお連絡をいただいているところであります。

また、御指摘の国、香川県のシステムへの通報があった場合には、速やかに連絡をいただくこととなっております。

具体的には、国土交通省の道路緊急ダイヤルにまんのう町が管理している道路の異常の連絡があった場合には、四国整備局から連絡をいただくこととなっております。

また、香川県のシステムに通報があった場合には、まんのう町の管轄であります香川県中讃土木事務所から直ちに御連絡をいただいております、速やかに維持・補修等の対応を行っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 国から、また、県からでも速やかに情報提供があるということで、それにのっとって町が対応しているということで、こういう制度ですから、我々の伝言ゲームじゃないんですけど、ちょっと不安があったんですね、ちょっとタイムラグがあるんじゃないかなと。それはなさそうで、スピード感のある対応であるかなと思って安心いたしました。

次に、お伺いします。

国、県の通報システムもありますが、近隣の丸亀市や善通寺市では独自の通報システムを導入しています。我が町でも導入を検討してはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

異常があった場合、発見された方が現場からスマートフォン等を使用し、道路異常の通報をいただくことで、状況や位置情報が担当部署に送信されるシステムが導入されている自治体もあり、道路の地理が分からない遠方から来られる方々においても、正確かつ簡単に通報ができると存じております。

今後、近隣市町の導入状況や現有システム等との共有の可能性等、システム構築、運用における課題やコスト及びその効果等を検証した上で検討してまいりたい所存でございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○大西樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 前向きに御検討いただけたらと思います。

私も議員という仕事をさせていただいております。その中で、やはり住民の方から、あそこの道路ちょっと陥没しとんやけど、ちょっと役場に言うてくれんかなとか、どんな感じで言うたらええんかなとか、そういう御相談も受けるんですけども、そういう際に、必ず写真と位置が分かるように、地図に丸をつけたりとかして、それで原課のほうに、建設土地改良課であつたりするんですけども、そちらのほうへ御相談に行くという形をさせてもらっております。

そういう中で、システムがあれば、その場でパシャッと撮って、送ることもできるんじゃないかなと思います。

先ほど国や県のシステムでもスピード感はあるということなので、そちらのほうを使っていってもいいかなとも思ったりはいたします。

ここで、少し変えて、これも通告にないので、再質問させていただくんですけども、町独自のシステムを今後仮に導入した場合、平常時にはそういった道路の異常を通報するシステムに、災害時には被災箇所の特定や被災状況の把握のための用途に振り替えて利用することも可能になるのではないかなと考えております。災害対応の観点からも御検討いただきたいところですが、部署のほうで御検討いただけるかどうか、ちょっと御意見を伺えたらと思います。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 真鍋議員さんの質問にお答えします。

防災の観点から言いましても、LINEを使ったりとか、そういうシステムを使った特定というのは非常に有効だと存じます。そういった意味で、非常に前向きに検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 効果はあるかなという、共通の認識でありますので、何をするにもまず財源なりも必要でありますので、その点、よくよく御検討いただけたらなと思っております。

次に、現時点では町独自の通報システムはございませんので、そうした中で既存のシステムを広く住民に周知することが必要と考えます。我が町の面積はとても広うございます。常に役場、行政が目光らせることは不可能ではないかなと思います。そうなると、住民の皆さんに自宅周辺の道路に目を光らせていただきたい。一旦、事あらば、それで通報してもらおうと。早期の情報収集に協力してもらおうと。私はこれが大事だと思っております。

そこで、お伺いします。

国、県の道路異常通報システムの住民に対しての周知をいかに進めるのか、この点、執行部のお考えをお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの質問にお答えいたします。

国土交通省、香川県が運営する道路異常通報システム等の利用周知につきましては、各組織のホームページや動画サイト等を通じて広く住民の皆様に利用周知をされていると考えております。

なお、町内に国道、県道が整備されていること、国土交通省、香川県が運営されているシステムに町道の異常などの情報の通報があった場合も考慮し、国土交通省の道路緊急ダイヤルのLINEアプリ運用については、当町ホームページにて周知・広報しているところでございます。

また、香川県道路異常通報システムについても、協議の上で周知・広報に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 御答弁分かりました。町独自の新たなシステムを今後導入するかどうかは検討材料なんですけども、既存のこのシステムというのを活用は早急に取り組みたいところであります。

そして、最後になるんですけども、異常通報を住民の方にしていただく上での注意事項、私なりに2点あるかと思うんですけども、まず1点目、国土交通省の道路緊急ダイヤル、香川県道路異常通報システムで、今後、もしかしたら導入される、導入してほしいんですけど、導入されるかもしれない町独自の通報システム、いずれにしても、住民の皆さんの協力を仰ぐわけなんですけども、通報される方には、危険箇所の通報をするわけですから、現場では十分注意して写真撮影や通報作業を行っていただきたい。

次に2点目、これらのシステムは道路改良や大規模な修繕を要望するものではないことを念頭に置いていただきたい。この通報がきっかけで道路改良につながることもあるかとは思いますが、基本的には道路異常を通報するシステムとして適切に利用しなければならないと考えております。以上、2点が私の考える注意事項であります。

さてもさても、住民の皆さんの協力あつての通報システムでありますので、今後の周知活動をよろしくお願いできたらと思います。そして、その際にはぜひともSNSという新しい発信手段を御検討いただけたらと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

一般質問の通告がありますので、これを許可します。

13番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

○大西豊議員 ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。前回に引き続き、随意契約について質問させていただきます。

1番目、随意契約は行政契約の締結一種の地方公共団体で競争入札にも頼らず任意（随意）で決定した相手との契約を締結することであるが、適正に行われているのか、具体的に説明をいただきたい。また、問題点はないのか。

前回の一般質問におきましては、答弁によりますと、まんのう町建設工事施行規則の第

5条に規定されており、今後も調査研究していく。まんのう町農改センターの解体工事が計画されており、今後、有価物がある場合には、リユースして町内公共施設で有効活用するとのことであったが、どのように反映されているのかお伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の随意契約に関する御質問にお答えいたします。

まず、随意契約についてお話ししますと、御承知のように、まんのう町建設工事執行規則の第5条随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とするとあり、（１）予定価格が130万円を超えない契約をするとき、（２）その性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適しない契約をするとき、（３）緊急の必要により競争入札に付することができないとき、（４）競争入札に付することが不利と認められるとき、（５）時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときと規定されております。

続きまして、過去に随意契約をした解体工事を一つの事例といたしまして御説明させていただきます。

非常用発電機の産廃処分費については、発電機を処分する際、更新工事と同時に処分を頼むと、およそ10万円から30万円の処分費が必要になります。発電機は定格出力、発電能力とサイズは比例いたしますので、10から50キロボルトアンペアを想定しての処分費でございます。

次に、費用内容の内訳といたしましては、基礎からアンカーボルトを切り離す作業費、商用ケーブルを発電機と切り離す離線作業、燃料・冷却水などリサイクルできない産廃物の抜取り作業及び運搬費用であります。

スクラップの有価買取費用につきましては、10から50キロボルトアンペアクラスの重量は500から1,000キログラムであり、仕様により異なりますが、スクラップ相場が1キロ当たり49,500円で、2023年4月の価格で試算しても4万9,500円あります。あくまでリサイクル業者が手配した車両に載せた、あるいは持ち込んだ場合の価格になるため、取外し費用の捻出まで含めると、持ち出し費用をゼロにすることは困難であります。

また、発電機は軽油、冷却水、オイル、蓄電池が搭載されております。

マニフェスト発行までを行う処理方法では、特別管理廃棄物が含まれるため、この免許を所有する産業廃棄処理業者に依頼した場合はその費用も必要となり、有価物として売却したほうが高くなる事例もあります。

冒頭で申し上げました、まんのう町建設工事執行規則の第5条、随意契約によることができる場合は、随意契約が許される具体的な条件（緊急性、特殊技術の必要性など）を満たさない限り随意契約は行うべきではないと考えております。

また、随意契約では契約の相手方の選定が公平かつ合理的に行われることが重要であります。特定の企業や業者への利益供与にならないよう、相手先の選定過程を透明にするこ

とが肝要であると認識しております。

今後とも、随意契約を締結する場合は、まんのう町建設工事執行規則の第5条を遵守し、慎重に判断した上で契約行為をしてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 それでは、分かりやすく一つ一つ質問していきたいと思います。

今言う非常時の自家発電装置については、委員会において総合センターへ見に行ったときも、この本庁舎の地下1階に自家発電装置があります。これは平成10年にできたんですけど、そのときに設置したものであります。そのときに、皆、あまり関心がないのか、公の施設を1階から4階まで全部調査したわけですが、私も少し関心がありましたので、エンジンのオイルレベルゲージをちょっと見ました。それと走行時間、稼働時間を見たら、平成10年から今日までで約40時間、オイルも新品同様できれいな状態でありました。

一方、琴南総合センターの自家発電装置は、皆さん、知っている方も知らない方もおるけど、僕の認識するところでは、皆さん、スマホを見ていただいたら、自家発電装置いうところがいっとります。それにはある程度の年数であっても有価であります。現状でクレームなしで何十万円もの売買をされております。

そして、本当は琴南総合センターの新しい分の自家発電装置を見せていただいたらよかったんですが、委員会で総合センターに行ったんですけど、鍵がないということで見ることができなかった。想像するには、スマホで見て想像するしかありませんし、この1階にある自家発電装置で想像するしかありません。

一番よい事例は、特にまんのう町においても、南部消防においても、私は合併前から指摘しておりましたが、例えば、今回、一番近いときに、例えば平成5年の消防車、走行距離が5,000キロぐらいだったと思います。その分についても、車検が残がありましたけど、これはまんのう町指名競争入札に入っております町内自動車業界の団体が入札し、例えば平成5年のミニキャブ、外観から見たら5,000キロぐらいで有効に使えると思います。それについても、金額は7万円ぐらいで落札されました。

それとスズキのエスクード、多分、知っておられると思いますけど、その車についても、相当年数がたち、そのときの説明では、バッテリーが不調でかからないということをつけ加えられておりました。それ以外の分についても、バッテリーが壊れとるからつけないいうことでございましたけど、ミニキャブは7万円、エスクードが多分30万円ぐらいだったと思います。

それとあとスズキの車と、もう一つはダイハツの車が入札によって、町の財産が効率的に売却されました。

過去においては、その制度がつくられるまでは、今、町長が答弁するような、ただ同然で、車検がついとっても、マイクロバスであっても、ゼロで処分されました。

南部消防につきましても、私が指摘してから、車検についても競争入札方式に変わり、6か月点検も、今までの予算内でできたということで喜んでおるということを私は聞きました。

そういうことを考えて、私はこの非常事態の自家発電装置、古いから直らないということは何も聞きました。恐らく、私も細かい内容は知りませんが、ある一定の条件が fulfillment したら、発電する装置だと思います。

特にこういう発電装置につきましては、例えばかりんの丘公園に、今、災害時のそういう施設がありますけど、もしそういうものを有効活用しておけば、お金を出してまで処分しなくていいんじゃないかと思います。

いろいろ私もこのことについて、こういう行政団体とか県のものにいろいろ聞いてみた場合、こういう問題については、有価のものについては、例えば発注する自体が、相手側から見積りをもらうんでなくて、県がある程度調査研究して、仕事を発注するところが計算して、ある程度、予定金額を聞き、減額して、例えば解体するのであれば、産廃でなくて、反対に有償になるから、減額して、計算して発注するようであります。

この件について、まず最初に聞きますが、入札による工事発注のほうがより公平な入札ができるのではないかと。また、この備品台帳の残価はどのようになっているのかお知らせいただきます。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問にお答えします。

備品台帳の中には、当初、載ってます。新しく整備したものについて、入れ替えて備品台帳の中には載ってます。その金額につきましては、通告に基づいておりませんので、現時点では金額は分かりません。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 今の問題は、恐らくこの中で議員が約1億円、執行者が4億円の財源で町を運営しております。このことについては、既に備品台帳に整理等をしてきております。知らないということ自体が僕はおかしいと思うんです。やっぱりしておりますので、ちゃんと見てください、指摘事項で、確認。有価物については、ちゃんと記帳して管理をしてくださいということをしておりますので、それを知らないということ自体がおかしいんですよ。どこの会社でも一緒ですよ。大体運営しとる場合は、例えば車でも一緒ですよ。100万円する車であれば、僕が言うんは、大体1割程度に設定するんですよ。物事によっても違うけど、この自家発電装置は、今回、行政無線放送の基地局の増設に対する、機械が壊れて部品がないということですから、エンジンは恐らく壊れてないと思うんですよ。地下の、本庁舎の平成10年に設置したエンジンについても新品同様です。常にこういう問題については、ちょっとスマホを見てくれれば、どのぐらいの金額にするかということは、有償なんですよ。そういうことも既にできております。報告しております。再度、お願いいたします。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問に対してお答えいたします。

処分したものについては、当初の備品台帳の中には載せてました。新たに設けたものについては、新しく備品台帳に載せております。だけど、実際、今、手持ちでございませんので、その金額はここでお答えすることはできません。よろしくお願いします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 今、町長の答弁では、産廃になるからということで処分をできるだけ安いほうでしたといいますけど、やはりまんのう町を運営している以上、その根拠、今、それを知らんと、そしたら、誰が決定したんですか、産廃にするということを。誰が金額を出したのか。見積りを取って云々ということは言いよったようですが、県とか類似団体のところは、そこの発注するところが、例えば鉄骨であつたら鉄骨の単価が何ぼ、そういうことで、それが常識のようであります。それがお互いに運営しとる人の責任だと思いますので、そういう根拠を教えていただきたい。

局長、これ、時間が進みよるけど、前のときにも時間がなくなったんですよ。

○大西樹議長 そしたら、暫時休憩ということ。

○大西豊議員 お願いしておきます。いろいろなことについては、ルールにのってやっていただきたいと思います。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時35分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問についてお答えします。

まんのう町の建設工事執行規則の第5条の随意契約によることができるという分の第4項の競争入札に付することが不利と認められるときということで随意契約を行いました。

それとまた、美合のサブセンターのときに御指摘があつた分の監査のことについてですが、その次の琴南サブセンターの工事についての非常用発電機の分については、有価物のことが出ておりましたので、業者さんに見積りを取っていただいて、処分するのがいいのか、販売するのがいいのかということで、見積りを取ったときに処分するほうが町としては有利なことということで、今回の監査の報告をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 今、言ったんは、項目で後で聞こうと思ひよったんやけど、先に言ってくれたから、先に質問に入ります。それは誰が見積りを出したんですか。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの業者さんの見積り、どの見積りを取ったという

ことですかね。

○大西樹議長 産廃の見積り。

○鈴木企画政策課長 産廃の見積りは業者さんに取っていただきました。

○大西豊議員 業者さんいうたら、具体的にどこですか。

○鈴木企画政策課長 琴南サブセンターの場合は株式会社四電工でございます。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 普通、県であるとか類似団体のところは独自で取れます、独自で。四電工さんもこの機械を設定しとるわな、後から。

僕は、これ、入札しておれば、そういうことは聞かないんですよ。今回は入札いわんと、随契が有利である言うんやったら、もうちょっと説明してくれないかんわ。マニフェストはどういう形で流れとんですか。今回の委員長報告でもいろいろ部品を発注する場合は、町内業者でいう委員長報告の中であつたけど、町内業者も踏まえとつたけど、町外業者に決定した言いよりまずけど、四電工が見積りを出したということやな、再度、確認します。マニフェストも四電工さんが出したんですか。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問にお答えします。

琴南のサブセンターにつきましては、四電工さんが見積りを出していただきまして、四電工さんが廃棄物処理業者のほうへ指示をして、マニフェストを作成しております。以上です。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 今、課長が言うたことを信じて疑わないことで理解します。

そしたら、先ほど委員長報告の中でも、県内業者も町内業者言いよりしましたけど、これはどこの業者がしたんですか、処分したところ。どこへお金払ったんですか。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さん、ちょっとすみません、委員長報告とおっしゃいましたが、何の委員長報告でございましょうか。

○大西豊議員 例えで言うたんは、ほかの委員長さんがいろいろ物事を発注する場合は、分別収集のナイロンのことについても、町内業者に、例えばの話をしよんですよ。聞いてなかったんですか。委員長報告で、ナイロンの袋は小さい単価であるけど、町内業者に発注してくださいということで委員長報告があつたんですよ、今回の委員長報告で。

○鈴木企画政策課長 すみません、琴南のサブセンターの工事につきましては、一般競争入札で株式会社四電工が落札されておりますんで、その落札の業者に基づいて非常用発電機の処分をしたということでございます。以上です。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 再度、同じことを、最後にしますけど、マニフェストは町に今ありますか。基本的には発注元になかったらいかんのやけど。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問にお答えします。

マニフェストの写しは町にございます。以上です。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 マニフェストを処分した会社は四電工ですか、再度、聞きます。マニフェストいうたら発注したところ出ていったところ全部返ってくるんですよ。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問にお答えします。

請負業者の株式会社四電工さんが受注されたんで、四電工さんの責任において処分しております。以上です。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 次に参りますけど、基本的にマニフェストいうところは、町が発注したんであれば、どこへ出してどこへいうことを全て書いてある資料なんですよ。再度、確認しておいてくれ。信じて疑わないんですけど、今、言うたことをちゃんともう一度確認してください。またお願いいたします。

次に、随意契約による工事の発注があるが、どの程度の件数がどのぐらいの金額で発注されておるのかお伺いします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西議員さんの再質問にお答えします。

今、何年度の随意契約のことをおっしゃっておられるのでしょうか。5年度でしょうか。

○大西豊議員 先ほど町長の答弁では、これが一番有効な方法ということで答弁されましたので、やっぱり有効かどうかを見るのは、何でも一緒やけど、県の統計でも国の統計でも大体3年です。適正に行つとるということであれば、仕事量が偏ってないか、そういうことも調べる意味で、議会は調査機関でありますので、そういうことを、我々、議会の中にはそういうところ、随契についてはあまり出てこないんですよ。分からないので、それをお願いします。

○大西樹議長 どうぞ。

○朝倉総務課長 大西議員さんの再質問にお答えします。

随意契約が何件あったかというのは、この場でちょっと手持ちの資料がありませんので分かりませんが、監査委員さんのほうは全て契約は監査しておられますんで、全ての契約において、監査委員さんは見られているというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 個人の問題でないんですよ。やっぱりここは、先ほど言うたように、まんのう町の経営、運営の基本なんですよ。4億円ものお金を投じてしとるんだから、やっぱり議場でおる方が、みんな、ある程度、そういうことを知って運営するのが必要であ

りますので、誰が知つとる、かれが知つとるでなくして、細かいことはそこを注視せな、焦点を当てなんたら分からないんですよ。今回、私もこれ知らなんだけど、一番いい方法を規則にのっとって取りまとめて、3年間ぐらいはよろしくお願いします。

○大西樹議長 大西議員。

○大西豊議員 質問しております。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西議員さんの再質問にお答えします。

もし通告のほうに、例えば3年間、随意契約が何件あったのかというものがあれば、今、お答えすることができるんですが、やはり調べないとそれは分かりませんので、後日、もし知りたいのであれば、監査委員もしていらっしゃったと思うので、その辺の事情は分かっただけと存じております。なので、3年間のを出せということであれば、3年度、4年度、5年度につきまして、随意契約が何件あったのかというのを調べまして、また後日、御報告させていただきたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 そういうことでお願いします。

ここにも、先ほど申しましたように、まんのう町建設工事施行規則ということも決められて、一番安いほう、有利なほうと言うておりますので、最後に町長に聞きます。この自家発電装置は本当に値打ちがないんですか。この問題についても、恐らく支所が扱ったり、今、課長が、いろいろ前に質問したときには、うちでないが、こっちやがいいながら、適正な答弁はいただけなかったんですけど、責任ある答弁をいただきたいと思います。今、金額を何ぼ超えたけん本庁でしたんですか、そしたら。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど詳しく説明させていただいたと思いますが、スクラップの有効買取費用について、また、産業廃棄物で処理する場合、どちらがいいかということを検討いたしました結果、有価物として売却したほうが高くなる事例もありますので、そのように取り計らったところでございます。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 これは支所では対応できなかったから、町長も交えて、そのほうが有利であるということで判断したわけですね。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの質問にお答えいたします。

そのように判断して執行いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 今、そういうことで判断してということでございますが、自家発電機の

市場価格は調査したのか、せんのか。例えば県のように自家発電装置を取り除いたり解体するときには、ある程度、調査はすると言われましたけど、それは庁舎内でだけですか。先ほど四電工と言いましたけど、庁舎内での判断は資料によってしたんですか、それとも、庁内部でも並行してされたんですか。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問にお答えします。

実際、耐用年数が過ぎとるというふうに判断いたしまして、処分をしたということで御理解いただけたらと思います。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 今、耐用年数言われましたね。残価も分からないんでしょ、簿価。先ほど、僕、例えば言うたけど、令和5年の古い分の消防車についても、7万円でそういうのが売却されてます。それは入札によって町の財産を有効に売却したんですよ。ましてや、これ、皆さん知っとるかどうかは知らんけど、2トン車の後ろへ箱バン、1トンぐらいの車、四角いアルミバンと一緒にですよ。あの中へ全部収まっとるんですよ。あのときに鍵がないきに中身は見ませんでしたけど、恐らくスマホで見る限りは、ほかの事例を見たら、そういう中に全部収まっとんですよ。中身は見せていただかなかったんで、恐らくどういうものか、皆、知らないと思いますけど、やはり委員が現地調査をして、そういうものを見に行ったときは、鍵がない言うんは駄目ですよ。ここでおるものか知らんけど、そのときの支所が対応したんですけど、新しい施設であれば大体分かると思って、私も鍵がないからということで、それからいつまでも返答はありません。

やはり有利であって、有利なことで処分したんであったら私は構いませんけど、それと入札は、先ほど申しました公用車についても一緒です。ゼロ、ゼロ言いよったやつが、そういう単価で売買されとるんですよ。古い霊柩車が40万円とか50万円で売られたり、バキュームカーがそういう価格で売却されたり、多分、総務課長が一番よう知っとると思います。やはりそれは値打ちがあるからなんですよ。走行距離が少ないからなんですよ。日本のエンジンは優秀なんですよ。みんな、課長さん連中、もしよかったら、地下室の自家発電エンジンを見てください。時間は40時間しか使とりません。自家発電が作業数も平成10年からでも40時間ぐらいしか回らんし、恐らく定期点検しよるから、そのときかかったエンジンぐらいやと思いますので、現実、やっぱり公のお金ですので、後から指摘されん、こんだけ規則、今、町長が並べましたが、4項目も5項目もクリアしとんですよ。

それと、最後に聞きたいのは、町長は調査研究する。調査研究してどのようにしたかいうことは答弁いただきたいと思います。町内公共施設の有効活用とのことであったが、どのように反映しているのか。ついでに、あのときには農改センターを解体しておりませんでしたので、恐らく有価物、値打ちのあるものはどこかで使用したり売却しとると思います。過去において、満濃中学校の備品とか時計とか机、500円まで、また、かりん温泉

の備品についても、全て町民に公開して売却しました。その辺について教えてください。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいま、大西議員の満濃農村環境改善センター解体工事に係る備品の取扱いについて、農林課からお示いたします。

解体工事の計画当初から、満濃農村環境改善センターにある備品については、いわゆるリユースということで、町内の公共施設で引き続き使うということで持ち出したしております。解体に伴って発生する有価物に関しては、当初の設計単価より差し引いて設計をしておりますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 今、農林課長が発言したのが模範解答です。県においてでも、先有価物については差し引いてから入札にかけよる。まんのうの場合は、どこかの会社に見積り取って、信用するという、それ以外の答弁はなかったので、それはやはり公有財産でありますので、町内の公共施設の有効活用ということを書いておりますので、私も専門家ではないので分かりませんが、エンジンについては、既に南部消防の使いよった消防自動車についても、既に同じ型式のエンジンが2トン車でも100万円近くで売却されております。それは自動車なんかも一緒やけど、距離が記録されとるんですよ。だから値打ちがあるんですよ。やはり議員が質問したことについては、鍵がなかったということはしないでくださいよ。ここの今の新しい議員構成になったときも、4階まで全て見に行ったけど、鍵のない部屋が三つ、四つ、ありましたよ。普通、国の監査やったら、抜き打ちで絶対こらえてくれませんよ。やはり対等の立場で対応していただきたいと思います。

それでは、備品の台帳の残価というのは、恐らく一遍入力したら自動的に消えていくと思いますが、それは全て備品は記録されておるんですか。多分されておると思いますが、先ほど言いよったんは、次に新しいのを買うたから、削除して新しいのを入れたというけど、その時点の単価などは分かるんですか。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西議員さんの再質問にお答えします。

備品台帳のほうでしっかりとシステムに入れて対応しておりますので、その当時の単価、また、現在の単価、全部ありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 特にこれは大変大事な問題ですので、できるだけ早く、また議会に報告をいただきたいと思います。

それと、最後にしますけど、今回の非常時の自家発電装置一式の処分費用は幾らでしたか。それと有価物については、資料があるのであれば、それとどこで処分されたか。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問にお答えします。

現在、手持ち資料を持ってませんので、また後で御回答させていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 先ほど質問したんですけど、非常時の自家発電一式の費用は幾ら要ったのか、その中で有価物は何ぼあったのか、合計金額で。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんをお願いしておきます。

この議会の一般質問は通告制となっておりますので、我々も親切丁寧にお答えしようと思っておりますが、なかなかすぐに言われても資料も出せませんので、次回からはきちんと通告書に具体的にこういう資料が欲しい、こういうことに答えてほしいということをきちんと書いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 13番、大西豊君。

○大西豊議員 私、質問しとるんは、これだけ適正にやっとなる言うから、前回に引き続き質問するということも、口頭でありますけど、言うております。それと、先ほど監査、監査言いよったけど、監査の指摘事項にはなってないんですか。

○大西樹議長 要は、この間、白川皆男議員が監査報告をるるやられておりました。非常に丁寧な監査報告、今までで一番丁寧な監査報告をやられた中で、そういう中でございますので、御理解していただきたいと思います。

13番、大西豊君。

○大西豊議員 議場は議長に許可をもらって、時間内に、恐らく休憩したのも入っと思っておりますけど、そういうことも指摘しとりますし、大変重要な問題でありますよ。これだけ適正に完璧にやっとなりますということについて質問しよるんですから、合計の金額ぐらひは分かるでしょ。前、説明してくれたんは、全然網羅されてないと思いますよ。同じような質問しましたけど、それは心外ですよ。

例えば、今、言った合計金額、有価物と産廃の費用と、町長も今までも質問に答えよったけど、町であつたら、基本は町内業者ですよ。それと、委員長報告の中でも、同じことを繰り返しますけど、安い単価の、例えば分別収集のナイロンの袋、そのことさえ町内業者云々言いよりましたので、それは香川県内にもこれだけ処理する業者、もし四電工さんが入札したんが高いと言うんであれば、僕はちょっと不信を抱きます。

○大西樹議長 また議会運営の中から各議員にもお願いします。

先ほど町長さんが言われたように、やっぱりもう少し詳細な事柄を書いていただいて、そして相手に伝わって、それが自分に返ってくるということになりますので、これからはもう少し丁寧に一般質問の通告を書いていただきたいと思います。これは全員ですけど、よろしくお願いします。

13番、大西豊君。

○大西豊議員 それで、前回の質問についてしとるんですよ。きちっと報告がなかつ

たから、再度したんですよ。それでなかったら、先ほど通告にないですけどいうことでも丁寧に答弁、僕の場合だけどうしてそんなことするんですか。それやったら議長が指摘せないかん。通告書にないいうて認めとって質問しよんやきん、それはちょっと。

○大西樹議長 13番、大西豊議員に申し上げます。

これはやっぱりお互いに、大西議員もそれを言うつもりでおりますが、執行部はそれが伝わってないということで私は判断したいと思います。だから次からはそこらを意思疎通して、この議場で討論していただきたいということでもありますので、よろしくお願いします。

13番、大西豊君。

○大西豊議員 口論する気はないけど、基本的には住民がいろいろ関心を持っていることについては、この議場で、これだけ執行者についても、それぞれ課長、専門の者がたくさんおるんですよ。これまででも一緒ですよ。異動があったきんいかん、支所はしとらんきん言うてほかの者が発言したり、知っとることは、皆、知っとる。当事者の人は知っているはずですよ。それがこの議場の中で、ざっくりですけど、1億円、4億円のお金でまんのう町を運営しとるんですから、言論はさせていただき、間違っとることは間違っております言うてくれたらええんや。こんなことは質問したくないんですけど、皆、常識で考えてくださいよ。例えば地下にある40時間と、恐らく琴南支所のほうも大抵同じですよ。見せてくれ言うても見せてくれんのやきん。鍵がないきん。それは、議長、大事ですよ。議員ばかり指摘せんと、普通の監査やったら抜き打ちですよ。それは総合的に判断すべきやと思います。

○大西樹議長 私も総合的に判断しますと、やっぱりお互いの意見が成立してないということで、執行部のほうももう少し丁寧に、そしてまた、次までには調べてくれということがありますが、その辺も執行部側、これからの議会運営につきましてよろしく考えていただきたいというふうに思います。

13番、大西豊君。

○大西豊議員 最後にしますけど、これは1人の問題でないんですよ。全然知らんなら質問せんでいいんですよ。ちょっとスマホでも見てくれたら、60万円とか70万円という金額が出とんですよ。それをしていないことが、私はほかの件とか類似団体はそれ自体を調査して、先ほど農林課長がプラスになることについては、僕はマイナス、マイナスというのはどういうことやと思ひよったんや。いうたら、100万円かかるけど、20万円のは値打ちがあるきん、のけて基準単価を決めとるようす。僕は想像やけど、僕は初めてです、今、こういう会議の中で言葉にしたんが。答弁されておることがありませんので、やっぱりできるだけ早く、議員みんなが知って、町の財政運営を、誰がしてもよく分かるように、言いよったら切りがないから言いませんけど、いろいろ指摘したことについても、その都度、その都度、委員会においても回答せないかんと思う。よろしくお願いします。1番目を終わります。

○大西樹議長　大西議員、時間が終わりましたんで。

○大西豊議員　それはないですよ。僕、時計止めてくれ言うたのに止めんとして。ちょっと1点だけお願いします。

○大西樹議長　大西議員、もうゼロ秒になりましたんで、時間は終わりましたんで、御理解いただきたいと思います。

○大西豊議員　ルールに従い、終わります。

○大西樹議長　以上で、13番、大西豊君の発言は終わりました。

　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

　なお、次回会議の再開は、9月27日、午前9時30分といたしたいと思います。本議場に御参集願います。

　本日はこれにて散会いたします。

散会　午後3時11分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 9 月 6 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員